令和6年第3回立科町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 令和6年9月6日(金曜)
- 1. 招集の場所 立科町議会議場
- 1. 開会 午前10時 宣告
- 1. 応招議員

1番 秦野 仁美2番 宮坂 幸夫3番 小野沢常裕4番 今井 健児5番 芝間 教男6番 中村 茂弘7番 村松 浩喜8番 森澤 文王9番 村田 桂子10番 榎本 真弓11番 今井 英昭12番 今井 清

- 1. 不応招議員 な し
- 1. 出席議員 12名
- 1. 欠席議員 な し
- 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳

総務課長 今井一行 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明

教育次長 羽場厚子 建設環境課長 篠原英男

産業振興課長 市川 偉 会計管理者 櫻井千佳

農業委員会長 岩下博美

庶務係長 田口 仁

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏 書記 伊藤百合子

散会 午後4時16分

議長(今井 清君) おはようございます。これから本日9月6日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び 生中継、広報たてしなの取材撮影をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長(今井 清君) 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、10人の議員から一般質問の通告がなされています。

本日は、通告順5番まで行います。

質問は、通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位及び町当局は実質的な審議 を尽くされるよう、お願いをいたします。

なお、質問時間は答弁を含め60分以内です。

それでは、順番に発言を許可します。

初めに通告順1番、3番、小野沢常裕議員の発言を許します。

件名は 1. 将来の立科町における望ましい農業の在り方と、そのための施策に ついてを問う。です。

質問席から願います。

〈3番 小野沢 常裕君 登壇〉

3番(小野沢常裕君) 3番。私は15年前に千葉県からUターンしてきまして、それ以来、毎年、第二種兼業農家として米や野菜を作ってきました。同じ第二種農家でも平日は会社に勤め、土日に農業という若い人たちもいます。休みがなくて大変だろうなと思います。

5年半ほど前、観光と農業を掲げた両角町政が始まり、このような第2期立科町農業振興ビジョンが作成されました。令和2年度からの第2期立科町農業振興ビジョンが、本年度、最終年度を迎えています。この5年間で町の農業はどのように変わってきたのか。また、5年後、10年後の農業をどのように考えているのか、町長の見解をお聞かせください。

議長(今井 清君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願いま す。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長(両角正芳君) おはようございます。それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

農林業センサスによる農家数の推移は、2015年の666件に対し、2020年は489件と、この5年間で177件減少しました。第2期立科町農業振興ビジョンでは、農家の高齢化や後継者不足が深刻化されておりますので、農業従事者の減少に歯止めをかけるため、高齢者が生きがいを持って農業に取り組むことのできる環境の整備と農業の担い手確保へ向け、親元就農、Iターン等による新規就農者の確保に努め、関係機関と連携を図り、総合的に支援を実施し、令和5年度実績では第2期立科町農業振興ビジョンの目標値を上回るなど、5年前と比較して僅かずつではありますけれども、新規就農者は増加傾向にあり、農業への関心の高まりが感じられるようになりました。

農業経営の継承体系も、ここ数年で以前までの家族継承から移住者等の参入による 第三者継承が見受けられるようになり、ワイン用ブドウの栽培をはじめ、作付作物の 転換も図られるようになりました。さらには、水稲栽培を主体に認定農業者等による 大規模経営体への集約化や農作業の受委託が加速化し、農地の集約化や高性能機械に よる省力化技術の導入も進み始めました。

しかしながら、今後は高齢化が一段と進行し、営農の継続や集落の維持が困難になることが懸念されますので、5年後、10年後のさらなる農業者の減少を見据え、引き続き担い手の育成確保に努め、農地の集約化に向けた取組を加速するため、地域計画により農地の受け手を確保しつつ、認定農業者など意欲のある担い手に農地の集積・集約化を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 私はこの5年間、農業の姿はほとんど変わっていないと思っています。 強いて挙げれば、先ほど町長もおっしゃいましたが、ワイン用ブドウが増えてきたか なということで、本日は、農業の現状や将来の姿について質問を行う関係上、農業委 員会長にもご出席をいただいております。

早速ですが、農業委員会の主な業務について、会長に伺います。農業委員会法第6条第1項の農地の確保と有効利用について、立科町農業委員会はどのように取り組んでいますか。

議長(今井 清君) 岩下農業委員会長。

農業委員会長(岩下博美君) お答えいたします。

農地は農業生産において最も基盤となる資源になりますので、優良な農地は良好な 状態で維持・保全し、かつ有効に利用することが重要であります。優良農地の確保と 有効利用を進めるためには、農地転用許可制度等の適切な運用を図るとともに、荒廃 農地の発生防止・解消を推進する必要がありますので、農業委員会では農地パトロー ルを行い、農地の利用状況を調査し、優良な農地については担い手への利用集積に努 めております。

また、農政相談会や窓口での耕作者不在の相談については、農地中間管理機構への

貸付け、農地の斡旋など、農地の利用増進が図られるよう調整に努めております。 以上になります。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 次に、第2項ですが、この項は、平成27年の法の改正によって加えられました。そして、農業委員会業務の一丁目一番地といわれています。この第2項の農地の利用の最適化について、どのように取り組んでいらっしゃいますか。

議長(今井 清君) 岩下農業委員会長。

農業委員会長(岩下博美君) お答えいたします。

農業委員会などに関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会において、農地などの利用の最適化推進は最も重要な必須事務として位置づけられましたので、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に取り組む必要があります。

このため、農業委員会では、離農による農地の受皿について早めに手を打つことで 遊休農地の発生防止に努めている一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るた め、農業経営基盤促進法の規定に基づき、関係機関と連携して農地中間管理事業など を活用し、利用の調整に努めております。

また、農地利用の最適化を進めるためには、今後の担い手の確保が重要となりますので、農業者の高齢化や減少が続く中、新規就農者や新規参入者など、意欲のある担い手の定着へ向けた支援にも努めております。

以上になります。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 次に、第3項の農業経営の合理化の中で、農業の担い手の育成や確保 についてはどのように取り組んでいらっしゃいますか。

議長(今井 清君) 岩下農業委員会長。

農業委員会長(岩下博美君) お答えいたします。

日頃から、町担当者・佐久浅間農業協同組合・農業農村支援センターと連携し、首都圏での就農相談会に参加し、担い手の確保に努めております。

また、新規就農者を地域の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が必要となりますので、経営開始資金や無利子の資金制度、経営所得安定対策等、早期の経営安定に向けた支援措置を集中的に利用できるよう認定新規就農者の認定など、新規就農者の支援に努めております。

以上になります。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 団塊の世代の頑張りにも先が見えてきまして、これからは遊休農地の増加が予想されます。会長は遊休農地の抑制にはどのように対応していくことが必要と考えていらっしゃいますか。

議長(今井 清君) 岩下農業委員会長。

農業委員会長(岩下博美君) お答えいたします。

当町のような中間地域の農業は傾斜地が多く、耕地面積が10アール以下の小規模な 農地や、山間部の農地においては耕作放棄が多く見られます。

遊休農地を増加させないための対策につきましては、株式会社立科町農業振興公社 と協力し、比較的、省力化作物とされるソバ、落花生の栽培に取り組み、耕作地を遊 休化させないよう、作付の拡大に努めているところでございます。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員による農地の利用状況調査、農地パトロール活動により遊休化して間もない農地は、早期に所有者及び受け手の意向を確認し、貸付けに結びつけるなど、解消に向けた取組を進めております。

以上になります。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) では、次に、人・農地プランの実践に向けて、町は地域計画を策定しているようですが、地域計画の策定に農業委員会はどのように関わっていらっしゃいますか。

議長(今井 清君) 岩下農業委員会長。

農業委員会長(岩下博美君) お答えいたします。

地域計画は、令和7年3月末までに全ての市町村で策定されることとされております。

農業委員会の役割は、目標地図の素案作成と地域の話合いへの参加でございます。 このため、農業委員会では、昨年度、水稲生産実施計画書の配付時やJA各部会の連 絡時等に合わせ、地域計画の策定に向け、各農家へおおむね10年後を見据えた農業経 営の意向調査を実施し、意見の集約を行いました。

本年度、この意向調査を反映した目標地図の素案を作成いたしましたので、今後はこの目標地図の素案を基に各地域での話合いの場に参加し、今後どのような農業を目指すのか、また、10年後にどの筆を誰が耕作するのかなど、具体的な地域計画の内容について担い手の意向等、地域の実情を踏まえ、皆さんと共に協議をしてまいりたいと思います。

以上になります。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 産業振興課長に伺います。令和5年度の農政相談会の状況はどうでしたか。回数や来場者数、多い相談内容、それへの対応についてお聞かせください。

議長(今井 清君) 市川産業振興課長。

産業振興課長(市川 偉君) お答えいたします。

昨年度の農政相談会は、7月、9月、11月、1月、2月の5回開催いたしました。 相談にいらっしゃった方は10人で、そのうち1月と2月の相談者が6人と、農作業へ の影響が少ない農閑期に集中しております。

相談内容は、従事者の高齢化等により農地を耕作できなくなってしまったので、貸付けまたは譲渡したいという相談が多く、農業委員会が仲介役となり、相談される農地と隣接する経営体と調整を行い、貸付けに結びつけている状況です。

以上になります。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 本年2月の相談会で、農振農地は扱いが大変で、結果として、荒廃地 化する、町全体の農振地域を見直してほしいとの要望があったそうです。私も全く同 感なんですが、産業振興課長、見直しを考えたらどうなんですか。

議長(今井 清君) 市川産業振興課長。

産業振興課長(市川 偉君) お答えいたします。

農業振興地域制度は、農業上の土地利用の増認を行うことにより、農地のスプロール化を防止し、優良農地を守ることを目的とした制度でございますので、荒廃地化との直接的な関連性は少ないものと認識しております。

農振農用地を宅地に転用したいという方など1筆ごとの除外申請については、一般管理として毎年9月と2月の年2回、受付けをしており、除外申請から転用まで早くても半年程度の期間を要しますが、農振農用地外の転用についても許可は必要となります。農振農用地の総合的な見直しについては、特別管理という制度がございますが、都市農村交流施設を整備した際に、平成11年度から平成13年度にかけ総合的な見直しを行って以降、実施しておりません。ちなみに、そのときの総合見直しは私が行っておりますが、当町においては、農地を集団的に転用する必要が生じた際に、総合的な見直しを行っている経過がございます。

最近の申請を見ても、令和3年10件、令和4年5件、令和5年6件と一般管理で対応できる状況にありますので、現在に至るまで実施をされておりません。

以上になります。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) しばらく見直しをしていないということだと思います。中には、もう草だらけになっていて、何でこんなところが農振農地なのかというところがあちらこちらありますよね。ですから、ぜひ、もう一度その辺を検討していただいて、見直しをお願いしたいなというふうに思います。

次に、10年後の町民の生活について伺います。

令和5年、昨年ですが、第3回議会で、私は10年後、若い人たちにどのような生活をしていてほしいかと質問しましたが、町長は、住みよいまちづくりを目指し、人口減少を抑制すると答弁されました。

私は、人口減少の抑制策を質問したのではなく、若い人たちにどういう生活をしていてほしいかを質問しましたので、もう一度答弁をお願いします。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) それでは、質問にお答えをさせていただきます。

10年後の若者たちに限らず、若い世代の皆さんには、安心して子育てができる環境を整備することで、当町に居住し、ワーク・ライフ・バランス、いわゆる仕事と仕事以外の生活の調和の取れた生活を送り、地域の活性化を担っていただければと考えているところであります。

私の2期目の公約として、先ほど議員もおっしゃいましたけども、人口減少抑制策、これは最重要課題に続けております。次世代への投資として従来からの子育て支援策に加え、保健師等が相談窓口となる子ども家庭センターを設置し、さらなるきめ細やかな子育て支援の充実に取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) ちょっと何かはっきりしませんよね。1つ確認したいんですが、農業で生活費を稼ぐには大規模でやらないと無理だ、このことについて町長は納得していただけますか。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) お答えをさせていただきます。

納得しているかしていないかという言葉が当てはまるかどうかは分かりませんけれども、いずれにしても農業だけで生活を立てるということは並大抵のことではないというふうには思います。ただし、これもそれぞれの皆さんの職業選択にもなりますので、どのような農業形態を持つかということも、その方のいわゆる生活設計になりますので、それを私のほうでとやかく言うわけにはまいりませんが、そうしたことをどのように設計するか、それがその方のいわゆる農業の基本的な計画になってくると、それに対して必要があれば支援をしていくということになるかと思います。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) ということは、町長は若い人たちには自分でやりたい仕事で、それで生活費を稼いで生活していただければいいと、そういうお考えだと私は受け取りましたが、農業はいやいやながらやっても仕方ありません。ですから、若い人たちも自分がやりたいとか、やってもいいよ、そういう人に大規模にやっていただく、そういうような方向に行ってもいいんじゃないかというふうに思います。

いずれにしても、町長は若い人たち、自分でやりたい仕事をやればいいと、そういうお考えだということを確認いたしました。

では、次に、人・農地プランと地域計画の策定について伺います。

産業振興課長、国が推進している人・農地プランとはどのようなものなんですか。

議長(今井 清君) 市川産業振興課長。

産業振興課長(市川 偉君) お答えいたします。

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。人・農地プランは平成24年に開始され、それぞれの集落等において話合いを行い、地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来設計図となるものです。高齢化や農業の担い手不足が心配される中で、地域農業における中心経営体や農業の将来の在り方など、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくかを集落等の話合いに基づき明確化し、取りまとめるプランになります。

以上になります。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 令和5年第2回議会での、私の米作りは大規模経営者と高齢者に任せる方向に舵を切ったらどうかとの質問に、町長は、現在地域計画を策定中なので云々と答弁されました。

その地域計画とはどういうものなのか、また、地域の単位はどうなっているのか、 進捗状況はどうなのか、そこをお聞かせください。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) お答えをさせていただきます。

人・農地プランにつきましては、先ほど課長のほうから説明をしたとおりであります。この人・農地プランは、目標地図の作成を追加したものが地域計画になり、当町においては、中尾・美上下地域人・農地プランと、中尾・美上下を除く全域地域人・農地プランに基づき地域計画を作成いたします。

地域の合意形成のベースとなる目標地図の素案を作成いたしましたので、今後は各地域での話合いにより、具体的な地域計画の内容について協議を行い、計画を作成してまいります。

以上です。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 1つ確認したいんですが、各地域によって話合いをしてという、その各地域というのは、町長がおっしゃるのは中尾・美上下とそれ以外のこの2つが立科町の地域だという、そういう捉え方でよろしいですか。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) 結構です。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 私は立科町の人・農地プランというものを見せていただきました。しかし、あれはただの一覧表ができているだけで、何のプランにもなっていないんじゃないかというふうに思っています。ですから、あれを基にして、今度、農業委員会が作る目標地図、その2つを併せて地域計画をつくるということは、これはちょっと無理ではないかというふうに思っていますので、もう一度ご検討いただければというふ

うに思います。

産業振興課長に伺います。地域計画策定に向けた農地意向調査を実施したようですが、調査の時期、目的、方法、回収率、集計結果とその活用についてお聞かせください

議長(今井 清君) 市川産業振興課長。

産業振興課長(市川 偉君) お答えいたします。

先ほど農業委員会長からもお答えさせていただきましたが、この2月に水稲生産実施計画書の配布時やJA各部会の連絡時等に合わせ、地域計画の策定に向け、各農家へおおむね10年後を見据えた農業経営の移行調査を実施し、意見の集約を行いました。この調査は農地所有者または耕作者のおおよそ10年後までの農業経営の移行を把握し、目標地図の素案に収集したデータを反映させることを目的としております。

調査票送付件数1,200件に対し、833件の回答があり、回答率は69%で、おおむね 7割の方に回答をいただきました。

集計結果を申し上げますが、農地の利用状況では、「自ら耕作されている方」が43%、「貸付けされている方」が38%、「耕作されていない方」が12%、「未回答」が7%で、「貸付けまたは耕作されていない方」が半数以上でした。

次に、後継者については、「いる」と答えた方が27%、「いない」と答えた方が66%、「未回答」が7%で、およそ7割の方が後継者不在という結果でした。

経営の意向及び貸付け、または借受け等の意向については、後継者不在の調査結果を反映し、経営の規模拡大や農地を借りたい・買いたい方はごく少数で、3割以上の方が経営の縮小または現状維持、農地を貸したい、売りたいという意向でありました。以上になります。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 今、課長から説明がありましたように、この意向調査は30%が未回収。 しかも調査要旨を見ましたが、農地の区分も大まかな3区分だけなんです。これでは しっかりした基礎資料にならないと思いますが、農地台帳などを使って、さらに詳細 な意向調査を行う予定はあるんですか。

議長(今井 清君) 市川産業振興課長。

産業振興課長(市川 偉君) お答えいたします。

目標地図の素案の作成に当たっては、今回の農業経営の意向調査のデータに加え、 提出されなかった方等のデータについては、農地台帳による農地の保有・利用状況、 JA、関係機関が蓄積している水稲生産実施計画書等のデータを反映し作成しており ますので、再度、意向調査を実施する予定はございません。 以上になります。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 私が全国でいろいろやっている市町村のやり方を調べた中で、調査は

最初大まかに、そしてその次は細かく調査をしないと実体把握ができないというふうになっていました。私もそのとおりだと思います。ですから、これで目標地図を色づけしようということだと思いますが、例えば、私は4枚の田んぼを持っています。そのうち2枚を自分でやれるだけはやって、あとの2枚をどなたかにお願いしたいと、こういう意向があった場合、先ほどの調査では調べられないのではないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

議長(今井 清君) 市川産業振興課長。

産業振興課長(市川 偉君) お答えいたします。

議員のおっしゃいました、今の貸したいという農地があるという場合につきましては、今回作成をいたしました目標地図の素案をお持ちまして、今後、地域の皆様と協議の場を設けてまいります。その場で近隣等の経営体等で借りて作付を行ってもいいという方にお願いを今後していく、そういう場が今後の話合いの場になりますので、このデータを基に、議員のおっしゃる貸付けについてはこれから実施をしてまいりたいと考えております。

以上になります。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) では、次に、農地を守るための施策について伺います。

立科町は、人・農地プランの実質化が大変遅れています。町長、なぜこんなに遅れてしまっているんですか。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) お答えをさせていただきます。

農林水産省が公表している人・農地プランの実質化の判断基準は、区域の全部または一部のうち対象地区内の過半の農地について、近い将来における農地の出し手と受け手が特定されている地域と定められておりますが、当町では中尾・美上下地域は過半に達しておりますが、中尾・美上下地域を除くその他の地域では過半に達しておらず、実質化が遅れております。中尾・美上下地域を除くその他の地域は農地が広範囲にわたりますので、小規模または不整形な作業の効率化が図れない農地が多く見受けられ、このような農地は地域の話合いにおいても担い手が見つからない状況にあることから、プランの実質化の取組が進んでおりません。

以上であります。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) まず、地域が中尾・美上下とその他の地域、この2つというのがそも そもおかしい。だから、里のほうを、例えば区ごとにするとか、大字ごとにするとか、 もうちょっと地域というものをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

農地を次の担い手へ引き継ぐために、全国各市町村でいろいろな取組が行われています。

飯島町では、旧村4つの単位で全員参加方式でそれぞれ営農組合をつくり、全部の 農地を一旦、中間管理機構に貸し出して、それを営農組合が全部借り受け、希望する 人に貸し出して、農地を次へ引き継いでいます。

町長、飯島町の取組を立科町でも同様にして行ったらいかがでしょうか。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) お答えをさせていただきます。

飯島町は、私も訪れたことがありますが、昭和61年に高齢化や国の農業施策への対応に向け自己完結型の水稲主体の農業や設備投資から脱却するため、飯島町営農センターを核に地縁的なつながりのある36集落ごとに全農家が参加する地区営農組合を設立し、農地の利用調整や農作業委託の取りまとめなどの営農活動を地区単位で取り組まれてきた先進的な地域であります。現在では、より効率的に農地や機械の供用化を進めるため、36あった地区営農組合を旧村単位の4地区に一般社団法人として集約し、専業農家も兼業農家もそれぞれの向きに合った農業を持続できる地域複合営農を推進し、この4つの地区に全農家出資による担い手法人を設立し、地区の中核的な農業の担い手として活動を展開しており、営農組合と担い手法人との連携による二段階方式は飯島方式とも呼ばれておりまして、全国のモデルになっております。この地域複合営農を実践する取組の一つが農地のマッチングで、飯島町では、1990年から農地の貸し借りの希望を営農組合単位で集約し、使われていない農地を耕作者に貸し付けることで耕作放棄地の発生防止に努めております。

当町でも過去に営農支援センターを立ち上げて、各地域で営農組合の設立に向け協議をしてまいりましたが、地域の実情もあり進まなかったという経過もございますので、当町においては、現段階では大変難しいものというふうに思っております。 以上です。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 過去にも当町では営農センターですか、そういう構想を持っていらっしゃったと、そういう時期があったということなんですよね。でも、それは何年前の話かちょっと私も分かりませんが、もうそのときから時代が変わってきて農地の受け継ぎ手がいなくなってきているんです。ですから、その営農センター構想も、その当時は途中で立ち消えてしまったかもしれませんが、この時期なれば、またそれは有効な手立てかもしれませんので、ぜひまたご検討をお願いしたいというふうに思います。農地を担い手へ引き継いでいくためには中心経営体、中心になって引っ張る、そういう経営体が必要です。株式会社立科町農業振興公社、いわゆるたてしな屋を一般社団法人にして中心経営体にしたらどうでしょうか。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) お答えをさせていただきます。

来年4月1日から株式会社立科町農業振興公社の農業振興事業とテレワーク事業を

一体化し、新たな法人を立ち上げることとし、6月から事業内容等の検討を現在進めているところでございます。

以上です。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) たてしな屋について何か考えているということですよね。とにかく、 今のままでしたら担い手へ引き継がれない農地が出てきてしまいます。

町長、第3期の立科町農業振興ビジョンをつくる予定はあるんですか。作業は始まっているんですか。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) お答えをさせていただきます。

第2期立科町農業振興ビジョン、これが今年度で終了いたしますので、令和7年度 から令和11年度の第3期立科町農業振興ビジョンを本年度作成する予定でありますし、 準備を現在進めております。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 第3期ビジョンはつくるということになりますね。つくるんでしたら、まずは若い人たちの将来の生活に合う農業の姿を決めて、これを決めることが第一です。ですから、前の質問で町長は若い人たちが好きな仕事をやって生活していただければいいというふうにお答えになりましたので、その中の一部に農業をやりたいという若者は当然何人かいますので、その人たちが中心になるような農業の姿を考えていただく、これが第一ではないかというふうに思います。

それで、その姿を実現させるにはどういうふうにやっていったらいいかと、これが 第3期ビジョンの中心にならなければ、つくっても何の意味もありません。時間がな いからといって役に立たないものを幾らつくっても仕方ないというふうに私は思いま すのでよろしくお願いします。

最後に、町長に伺います。第3期ビジョンの期間中、これからつくる第3期ビジョンです。ですから、これから5年の間にということですが、人・農地プランの実質化が行われて、農地の担い手探しの負担がなくなると考えてよろしいですか。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) お答えをさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、人・農地プランが地域計画として法制化された、このことはご案内のとおりかと思います。10年後の1筆ごとの農地をどの担い手に集積・集約するかを記した、これも先ほど来から話に出ていますけれども、目標地図を新たに作成することが義務づけられました。

町では、法律に基づき令和7年3月までに地域農業者、関係機関との協議を経て地域計画を策定して公表することとしております。この地域計画の策定により、担い手による農地の選択の幅は広がりますが、作業効率の悪い農地を含め担い手に耕作を希

望する全ての農地に借り手が決まるわけではございません。このため、できる限り地域の農業者等の話合いによる耕作、農地の集約を進め、毎年、地域計画の見直しを行いながら計画の実質化を目指してまいりたいというふうに考えております。

人・農地プランが地域計画に法定化され、担い手の意向や地域の実情を踏まえた目標地図の作成が義務づけられたことにより、農地の集約化が加速するものと認識をしているところでございます。

議長(今井 清君) 小野沢常裕議員。

3番(小野沢常裕君) 地図を作るということを先ほどから力説されていらっしゃいますが、 地図を作るだけでは次の担い手が誰になるか、それをマッチングするという、そうい う役割をする人がおりません。ですから、この問題はどうしても中心経営体をつくっ て、それでそこがその業務を担っていく、そういうものをつくらない限り農地の担い 手確保はできないんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ、もう一度どうやっ たら担い手確保に困らないで済むのかなということを考えていただきたいというふう に思います。

今日こそ、これからの農業の姿をはっきりさせようというふうに思っていろいろ質問したんですが、どうもなかなかはっきりしません。なるようになるだろうというのではちょっと困りますので、また来年あたり質問させていただきたいなというふうに思います。

それでは、まとめます。農業委員会岩下会長、今日は直接答弁いただきまして本当にありがとうございました。会長は、第3期ビジョンの策定に参加されると思います。 農地を次の担い手へどう引き継ぐのか、この施策がそのビジョンの中に入った、そういうビジョンをぜひ作成されるようによろしくお願いいたします。

また、町長には一日も早く目指す農業の姿、これを決断していただきたい。町民の皆さんの意向を聞いて、そういうことを言っていては何もできません。この問題では、私はこうしたい、ご自分の考えを前面に出すべき、そう思います。5年後、あちらこちらの農地が草だらけにならないように、今こそトップの指導力を発揮するときです。町長の決断力に期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長(今井 清君) これで、3番、小野沢常裕議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時からです。暫時休憩に入ります。

(午前10時53分 休憩)

(午前11時00分 再開)

議長(今井 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順2番、8番、森澤文王議員の発言を許します。

件名は 1. 立科町職員の業務負担について

2. 高齢者のMT車購入補助についてです。

質問席から願います。

〈8番 森澤 文王君 登壇〉

8番(森澤文王君) 議長、8番、森澤です。8番、森澤文王、通告に従い質問いたします。 1、立科町職員の業務負担について。

立科町の職員の業務・仕事の負担のバランスについて疑問を感じている。町長の考 えは。(1)と併せてお答えください。

(1) 役場内、各課の業務におけるバランス(人員配置等)をどう考えているか。 この件については、これまで様々な議員が質問してきたことではございますが、今、 この段階でどのようにお考えなのかお聞きしたい。これまで振り返れば、前の町長の 答弁にもあったりしましたが、適在適所で運営しているといったふうなことで、これ を言われてしまうと実は反論がしづらい、人事に口を挟めない議会としては、適在適 所は錦の御旗みたいなもので、各職員の能力に言及をするのは、日々業務に追われて 働いている職員に対してあまりにも失礼、無礼であるので口をつぐまざるを得ません。 しかし、適在であろうとなかろうと業務量の負担が多ければ、働き方改革、ワー ク・ライフ・バランスを叫ばれる今、人間は疲れれば潰れてしまいます。職員の人生 を守れるのは理事者の皆様しかいないと考えているわけです。

現状の立科町の職員の業務バランス、個人の負担についてどうお考えなのか、町長にお聞きします。

議長(今井 清君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願いま す。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長(両角正芳君) それでは、お答えをさせていただきます。

職員の業務や仕事の負担のバランスについては、非常に重要なテーマであり、私たちの町の行政運営においても大きな影響を及ぼすものと考えております。職員が適切な業務負担の下で働くことができる環境を整えることは、町民サービスの向上にも直結するため、私たちの責任として真剣に取り組んでいく必要があります。

職員数と仕事量のバランスについてでありますが、近年、各種重点施策の実施や他 律的、突発的に発生する業務、多様化する町民ニーズの広範な対応、地方分権による 権限移譲に伴う業務の増加や災害への即時対応体制の構築、災害復旧事業の増など業 務量は増える一方です。

片や職員については、出産、育児世代の休業、中途退職職員の増加などにより、人 員配置は大きな課題となっており、これまで必要に応じて年度途中であっても社会人 枠職員の採用などにより欠員の補充、人事異動などを行い適正配置に努め、特定の職 員に業務が過重にならないよう業務を係内で平準化し、また、サポート体制をとる対応をしているところでございます。

職員の業務負担については、日々の業務量や内容が多様化している現状を踏まえ、常に業務の見直しや改善を図ることを職員には伝えています。また、業務の効率化を進めるためには、現在、進めているデジタル化やITツールの導入も欠かせません。これにより手作業で行っていた業務を自動化し、職員の負担を軽減することが可能となります。

さらに、職員同士のコミュニケーションや情報共有も重要であり、必要に応じて職員が抱える課題や悩みを共有し合うことで、相互にサポートし合う体制を築くことにより、職員一人一人が孤立することなくチームとして協力しながら業務に取り組むことができるよう、常に話をしております。

また、職員のメンタルヘルスにも配慮する必要があります。過重な業務負担はストレスの原因となりかねませんので、定期的な健康診断や産業医の面談を通じて、職員が安心して働ける環境を整える必要があります。特に、業務が繁忙な時期には、チームによる支援や柔軟な働き方を推進することで、職員のモチベーションが向上し、職員が心身ともに健康でいられるよう配慮しております。

さらに、職員の意見や要望を聞くことにより、実際の業務環境や負担感について必要な改善策を講じていくことで、職員が働きやすいよりよい職場環境を実現していきたいというふうにも考えております。

今後も地域住民の期待に応えるために、各課の業務における人員配置については継続的に見直しを行い、適材適所を念頭にバランスを保つ努力をしてまいります。これにより、よりよい行政サービスを提供し、地域社会の発展に寄与できるよう努めてまいる所存であります。

以上です。

議長(今井 清君) 森澤文王議員。

8番(森澤文王君) ご答弁をいただいたところでございます。

今、お言葉がいろいろあったので、だんだん次の質問のほうにも話が重なっていく ので、(3)まで終わった後にまとめてやり取りしましょうね、町長。

では、(2)の件に入っていきます。

さて、気がつきますと、割と仲良く話をしていた職員がいない、若手の職員がもっといたはずなのにいない、そんなことがここ何年かとても感じるのですが、タイムカードでの勤怠の管理やストレスチェックをやられているとさっきもご答弁いただいたところですが、これが今どういう状態なのでしょうか、理事者の皆さんに伺います。

議長(今井 清君) 小平副町長。

副町長(小平春幸君) お答えいたします。

まずは、育児休業をしている職員のほかに休職している職員は現在おりません。そ

して、中途退職職員については、第2回定例会の村松議員の一般質問の際にもお答え しておりますが、その回答と重複してしまうこともあるかと思いますが、ご理解をい ただきたいと思います。

当町におきましても、直近10年の採用者で見れば、約3割の職員が中途退職となっております。理由は様々でありますが、よくいわれているのがキャリアショックによるもの、ステップアップを考えるもの、希望の分野につけないことなどです。年度途中での退職や採用計画が終わった後での退職は、退職者の業務カバーにより残りの職員の負担も増加しており、憂慮する事態となっております。

また、退職者の多くが転職先を決めてから退職をしております。住民サービスの土台である自治体職員、その担い手不足は社会的課題でもあるのではないかなというふうに感じておりますが、当町においても大きな課題として捉えております。

中途退職につきましては当町だけの問題ではなく、全国的に抱えている課題だと認識をしております。

ストレスチェックにつきましては、職員のメンタル不調の未然防止、職員自身のストレスへの気づきを促す、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるということを目的に労働安全衛生法により自治体に対しても導入が義務づけられているものであります。会計年度任用職員も含めまして、毎年1回の検査を行いまして、ストレスの程度を点数化して評価を行います。その結果、高ストレスの判定となった職員は申出によりまして、産業医の面接の指導を行うこととなります。

昨年度の実施状況について申し上げますと、チェック対象職員の9割が受検をして おります。この結果を基に、必要に応じて産業医によるカウンセリングを提供し、職 員が抱える問題に対して適切なサポートを行っております。

メンタル不調の要因につきましては様々でありますが、個人の性格や仕事上の問題、 家庭生活上の問題など様々であると考えております。

メンタル不調の未然防止、職員にストレスへの気づきを促し、職員自身が自分のストレスに適切に対処できるようにすること、職場環境に原因があればその改善を行うといった目的に沿って、職員が健康で働きやすい職場環境づくりにつなげてまいりたいというふうに考えております。

また、ストレスチェックだけではなく、日常的なコミュニケーションや相談窓口の 設置も重要となってきます。職員が気軽にできる環境を整えることで、問題が深刻化 する前に対処することが可能となります。

当町では、まず、担当課長、総務課長、そして副町長といった相談体制を敷いているところでございます。さらに、研修や啓発活動を通じて、メンタルヘルスに関する理解を深めることも重要です。職員自身がストレス管理やメンタルヘルスについて学ぶことで、自らの健康を守る意識が高まります。これにより、職場全体のメンタルヘルス向上につながると考えております。

タイムカードにつきましては、職員が出勤した時間から退勤した時間までの記録として毎月集計したものを各課長等に配付をいたしまして、適正な時間外勤務時間の把握をするとともに、事務の負担軽減、平準化、チームでの支援体制、早期退勤等の促進に努めるためのデータとして活用しております。

ストレスチェックなどによりまして、職員のメンタルヘルスを守るための取組を進めまして、今後も引き続き効果的な対策を講じていく所存であります。 以上です。

議長(今井 清君) 森澤文王議員。

8番(森澤文王君) ご答弁をいただいたところですが、それでは、過去のストレスチェック、 産業医とのやり取りなどによって、実際、職員が退職せずに済んだという件数が分か っていればお聞かせください。

議長(今井 清君) 小平副町長。

副町長(小平春幸君) それについては承知はしておりません。

議長(今井 清君) 森澤文王議員。

8番(森澤文王君) 私は、今でいうブラック企業での勤務が非常に多かったものですから、 ストレスチェックとかタイムカードというのはあまり信用していない人種でございます。何なら定時にタイムカードを切ってから仕事をするとか、そういうのは普通だったものですから、タイムカードが導入されたときも大して意味のないことをやっているなというふうな体感でいたわけでございますけれども、このタイムカードによる勤怠管理の中で職員さんの働いているバランスが乱れているなということが実際確認できたことはあるでしょうか。

議長(今井 清君) 小平副町長。

副町長(小平春幸君) 先ほど申し上げましたように、それぞれ毎月の状況につきましては各課長の方に配付をしているところであります。そういった中で各職員の状況を把握しながら、バランスよく仕事、業務をしていただくというようなところにつながっているかと思います。

議長(今井 清君) 森澤文王議員。

8番(森澤文王君) それがどのように機能しているかがちょっと見えてこない部分でありますが、課によっては、例えば総務課だったら納税の時期なんかはすごい労働時間が延びると、これは端から見ていても単純に分かるところだったりするのですが、そのほか各課で仕事の波が来るとは思うんですけれども、その波の一番荒い課はどこでしょうか。

議長(今井 清君) 小平副町長。

副町長(小平春幸君) 波の荒い課と言ってもなかなかそれは分かりづらいところであります のでお答えすることはできません。

議長(今井 清君) 森澤文王議員。

8番(森澤文王君) というわけで、タイムカードでの管理はそんなに効果がなさそうだなというふうに私は今受けとめたところでございますが、あるということでしたら、今あるという話をしてください。

議長(今井 清君) 小平副町長。

副町長(小平春幸君) 先ほど申し上げましたとおり、各課長のほうにフィードバックをして チーム内での平準化を求めているところであります。

議長(今井 清君) 森澤文王議員。

8番 (森澤文王君) この件に関しては、責任の分担的なところですが、課長のほうにフィードバックということは課の責任は課長、課長全体の責任は副町長でしょうか、町全体の責任は町長ということで、結局、一番最後は理事者の皆様のところに責任がかかってくるわけでございますけれども、各課のほうのフィードバックがどのように機能しているかはさっぱり分からないし、今、波が荒い課はどこですかと言ったらそれはちょっと課長には戻しているけれども状態はおつかみにはなっていらっしゃらないというところになるんじゃないかなと思うのですけれども、ストレスチェックに関しましても、人間というのは結構あやふやなものですから、ストレスチェックの前の日にやる気の出る映画なんか見てしまったら、私はストレスないみたいな、俺は今最高に燃えているんだみたいなことでチェックを済ますと、非常にいい結果が出るような気がするんです。

また、庁内ではうわさも聞きませんけれども、パワハラを受けているような人はパワハラを受けているとばれたら困るから、ストレスチェックにはストレスがないように書くということも人間なので全然可能です。そういう中で皆さん働いていらっしゃるというふうに、私は、自分がブラック企業にいたのでそうなんじゃないかなというふうに思っているところなのですけれども、実際、先ほどの答弁いただいているところですけれども、ストレスチェックなどを運用している中で、さっきも成功事例を聞きたかったんですが、実際どうでしょうか。ストレスチェックをやった後の職員さんたちの顔はどうなっているんでしょうか。それは私も分からないので、理事者の皆様のほうで体感があればお答えください。

議長(今井 清君) 小平副町長。

副町長(小平春幸君) ストレスチェックの結果等については、私どもも知り得るところではありません。その結果について個人のところに配付をしまして、高ストレスの場合については、先ほど申し上げましたように産業医との面談をさせていただいているというところであります。だから、どの方がストレスがあるとかどうのこうのという個人的なものについても、私どもは知るところではありません。

議長(今井 清君) 森澤文王議員。

8番(森澤文王君) そうすると理事者の方が誰がストレスあるか分からないと対応ができな くなっちゃうんですけれども、産業医の方と診断した後に、前回の村松議員さんから の質問の中で、若手の5年未満の職員が辞めていく中でどのようにそういうのを防止するために心がけていますかという中でのご答弁、副町長からありますが、職場環境の改善など解決できることがあれば可能な限り対応していると、ストレスを受けている人が分からないのに、誰に何を対応しているんでしょうか、するつもりなのでしょうか、お答えください。

議長(今井 清君) 小平副町長。

副町長(小平春幸君) お答えいたします。

職員からの意見につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、私ども職員からの意見も聞いております。それは2年に1回ほどになるんですが、異動の関係、そのときの業務の負担量ですとか、問題点につきましては把握しているつもりであります。以上です。

議長(今井 清君) 森澤文王議員。

- 8番(森澤文王君) だんだんいろんなことが先に先に考えが進んでいってしまうので、一旦、
 - (3) までやってからやりましょう、そうしましょう。自分で言っておいて引っかかっちゃいました。
 - (3) 立科町の将来を見据えて、職員の確保をどう考えるか。

ここでさっきから散々言っていますけど、私の妄想であると一蹴に伏してもらえると質問した甲斐があるんですけども、私はかなりの職員が業務過多になっているんじゃないかと感じているので、今回の質問をしているわけですが、それで倒れた、辞めたとなったときに連鎖を起こして職員が倒れたり辞めたりしてしまうんじゃないかと、そのときに立科町は自律権者だと幾ら言っても、職員が足りなくて財政の前に業務が破綻するんじゃないかと、これからずっと立科町が続いていくためにはお金も必要ですけれども、肝心なマンパワーの必要性を感じているのですが、職員の確保をどう考えていらっしゃいますか。これは単に新しい人を入れて数字上、人数がいればいいということではなくて、現職員をいかに定年まで働いてもらえる環境を構築できるのかという意味も含んでおります。いかがでしょうか。

議長(今井 清君) 小平副町長。

副町長(小平春幸君) お答えいたします。

職員の確保につきましては、地方自治体の持続可能な発展にとっても非常に重要な課題であります。特に立科町の将来を見据えた場合、その戦略的な取組が求められるところであります。

まず、職員の確保に向けた基本的な方針として、地域の特性やニーズに応じた人材の育成と採用計画を実施していく必要があると思います。具体的には、立科町の魅力を発信し、若い世代や新卒者に対してアプローチをしていきながら地域の自然環境や文化、生活の質などを強調して立科町で働くことの魅力を伝えていく努力が必要と感じております。

さらに、職員の働きやすい環境を整えることも欠かせません。柔軟な働き方を推進し、ワーク・ライフ・バランスを重視した職場づくりを進めることで、職員の定着率を高めることを期待し、職員のスキルアップやキャリア形成を支援するための研修プログラムを充実させることも重要となってきます。これによりまして職員が自らの成長を実感できる環境を提供し、モチベーションを向上させることが期待できます。

今般の地方公務員法の改正によりまして、地方公務員の定年の年齢が令和5年度から令和13年度まで段階的に引き上げられることとなりました。その職員におきましては、これまで培った豊富な知識や能力、経験を有していることから、職員へのサポートができる体制も構築できるものと考えております。

また、小さい町ならではですが、地域住民とのコミュニケーションを強化し、地域のニーズに応じたサービス提供ができる職員を育成することも大切です。地域住民との対応を通じて期待や要望を把握し、それに応じた施策を展開することで職員の役割や意義を再確認する機会も設けております。

そういったような取組を進めておるところでありますが、以前に総務大臣主催の自治体戦略2040構想研究会といったところの報告におきまして、新たな自治体行政の基本的な考え方が示されたところであります。国は、既に2008年から人口の縮減期に入っており、およそ15年後の2040年頃には団塊ジュニア世代が65歳以上となる一方、その頃には20代前半となる者は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまり社会経済に迫りくる労働力の深刻な供給制約はもはや避け難くなり、今後、東京圏でさえも人口減少が見込まれ、全ての自治体において若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されてしまいます。

このことを前提に既存の制度、業務を大胆に再構築する必要があるとされています。このような環境変化に対応して、自治体が住民サービスを持続的かつ安定的に提供していくためにはAIやロボティクスによって処理することができる事務作業は任せ、職員は職員でなければできない業務に特化することが必要であり、併せて新たな公共私の協力関係を構築することなどにより、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要があるといったようなことが総務大臣のほうから出ております。

このようなことも踏まえながら、簡素で効率的な組織の再構築のためには、業務の 抜本的な見直しと再構築ということは必要であります。職員一人一人が今できること を考えて積極的に行動を進め、生き生きと働きやすく、やりがいや成長が感じられる 職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

職員確保に向けた取組は、短期的な成果だけではなく、中長期的な視点で進める必要があると思っております。立科町が持続可能な発展を遂げるためには、地域に根差した人材育成と確保が不可欠であります。そのためには全庁一丸となった取組が求められますので、今後とも地域の特性を生かしながら、効果的な施策を展開してまいり

たいというふうに考えております。 以上です。

議長(今井 清君) 森澤文王議員。

8番(森澤文王君) 今回は、町長をはじめ副町長からも非常に前向き、かつ、先進的な様々 なご答弁をいただいてあるわけですけれども、これ確実に私、また1年か2年の間に 同じ質問をします。なぜならば、今日、答弁をいただいてしっかりと議場で、公式の 場でのこのようにやっていきたいというのをご答弁いただいたので、今までは自分が 質問していないからそんなにチェックしていなかったんですけど、今後はしっかりと 今言われたことをチェックして質問をしていくということになると思うのですが、先 ほどAIとかを入れて総務省が言っていることだから、うちの町のサイズには全然合 わないんですが、効率的な業務をAIでということですけれども、それは、今誰が苦 労しているか分からないとどこにAIを集中的に入れるかという最初の選択肢を外し ますよね。だから、最初の職員の業務バランスはどうなのかというところに戻ってい くんですけれども、何て言えばいいんでしょう、簡単にまず心配しているところで先 ほどから言っている中から混ざっている部分があるので、1回整理するために1個ず つ言ってきますけれども、先ほど言った中で、誰かが倒れたら連鎖的にというふうな 心配があるんですが、例えば係長級の方で私は端から見ていて何人か、この人たち仕 事めちゃくちゃ多すぎじゃないという人がいるんですけれども、例えば、その人が病 んでしまって仕事に来られなくなる、あるいはもういやだ、辞めちゃうとなったとき に、その仕事をできる人は部下かもしれませんが、部下にいるさらに若い職員とかが 上役いなくなってしまったらその仕事をやってくれと言われても多分同じようにはで きないし、なおかつ完全に仕事できる1人がいなくなった状態になるから人員は足り ないし、効率もすごく落ちるんですというようなことがもし起きたときには誰が、課 長が助けてくれるというような考え方でいいんでしょうか。そういうところは課長が 助けてくれますか。実際そういう事例もありましたけれども、さっきから言っていま すけれども、現状、どこの課の誰がどのように業務負担が強いのかということを把握 されているかが非常にあやふやなので、そういう事態って想定したようなことは打合 わせの中でやっていますか。

議長(今井 清君) 小平副町長。

副町長(小平春幸君) お答えいたします。

想定をされるかということは、そこまでのことはしておりませんが、そうなった場合やはり職場の環境を整えるということが必要であるかと思います。

しかし、人員も急には不足しているところを埋めるわけにはいきません。ですので、 その間、周りのチームとして協力をし合ってほしいというようなことで対応をしてい かざるを得ないかと思います。

以上です。

議長(今井 清君) 森澤文王議員。

8番(森澤文王君) 役場の職員さんはほかの市役所とかの職員に比べると一人一人が持っている仕事の種類が多いんです。ほかの自治体だと市だとか人数が多いので1個の仕事を1人でバチッというのはあるかもしれませんが、立科町は一人一人に複数の仕事がついております。そういう中でどうなんでしょう、誰かが急にいなくなったときにチームでっていうチームがチームとして成立しているかどうかも私はちょっと疑っているところがあるんですけれども、そんだけ業務を抱えている人たちがチームプレーがちゃんとできるのか。現在チームで動いているのは今のメンバーがそろっているからでしょうけど、誰かが欠けたときにできるんだろうか。

飛躍した話になりますけれども、先ほど言いましたけど、財政が破綻する前に業務が破綻するんじゃないかというのは、もし、そのような最悪の事態、役職の人が何らかの事情で来れなくなって、来なくなって辞めてしまって、若手がコンバートされるけども仕事が追いつかなくて、何が悲しいかというと、出世したら係長になる、係長が抱えていた業務で破綻してしまった場合に、自分が出世したら自分も破綻するかもしれないというふうに思うわけです、普通なら。そしたら、その職場にいられないですよね。それがもし連鎖で起こると、仕事する人がさっきのAIが進んだら町の職員は半分でもいけるかもしれないという遠い未来の話はありましたけれども、現状、もし職員が何人か役職の人が辞めてしまったり、いなくなってしまったりしたら、町はやっていけるんでしょうか。私、ちょっと想像つかないんですけども、そういう場合も町はちゃんと町として成立するのか、そういう考え方はどうですか。ちゃんと町は続けていかれますか。

議長(今井 清君) 小平副町長。

副町長(小平春幸君) そういった場合、必要な人員は必ず新たに採用するなり、対応していくこととなっていくと思います。

議長(今井 清君) 森澤文王議員。

8番 (森澤文王君) まあまあ言わずもがな皆さんもご存じのとおりですけれども、新しい人というのは仕事ができる状態になるまでの期間中は誰かが教えなきゃいけないんですね。それは教える人がやっている仕事量1だとした場合に、新しい人が入ったら仕事量2にはならないんです。1.5ぐらいなんです。1.5までいかないかな。できない人はできないのだから1に近づけて頑張るんですが、できる仕事量1の人が教えている手間に自分の1の仕事量が0.8とか、そういうふうに落ちていっちゃうんです。だから、そういうときに立科町の業務が破綻したら困るなということを踏まえて、今、大げさな話ですけど、うちの町の職員さん、皆さん真面目な方がたくさんいるのでそんな簡単にバサバサ辞めるということは想像しにくいので、そこまで心配しちゃ本当はいけないのかもしれませんが、心配してみました。

そういう中で、将来を見据えて職員の確保の中で、ここから先は通告外ではなくて

私が今から考えているストーリーに沿って考えると職員が足りないという話なんです が、今、中央公民館の建て替えをどうしようかなという話が今回同僚議員からも質問 があると思いますけども、中央公民館を建てる建てない、今、内部で議論されている とかあると思うんですけども、中央公民館を仮に造るとした場合、どこに造るのか。 造るからにはどのぐらいの機能を持たせるのか。小中一貫校なども考えていくと、 1つの場所に集約化させたほうがいいし、国のほうからは行政の建物の敷地面積は集 約化していくのがよいということでそういうのが来ていますよね。なので、集約化を どんどん図っていくので1つの場所に全ての機能を集約化させていく、だから、そう すると児童館なり、私この間も言いましたにプールも1個いいのを造ってみんなで共 用すればいいじゃない、図書館だって小中と中央公民館を併せればいい図書館できる じゃない、そういう場所をちゃんと町の機能的な場所にしていって、1つの都市デザ インをしていこうじゃないっていうところまで考えるべきだと思うのですが、こうい うことをやろうとした場合、現状の職員体制ではできないと思うんです。今、私がパ サッと言っただけでも30億から50億ぐらいかかる話を今軽くしちゃいましたけど、そ ういう大規模なプロジェクトを起こすのに当たっては、現状の職員さんたちの片手間 では無理ですよね。専属でやってもらわないとできない、そういう話になってくるん です。今の中央公民館のある場所を単純に壊して新しいのを建てるなんていうことは 別にする必要はないと思うので、やるならちゃんとやらなきゃ駄目だというのは私の 考え方なので、そういうプランにした場合、職員足りないですよね。専門の感覚があ る人とか、それから用地買収から何からあるでしょうし、町民の方からそんなもの建 てるなという苦情対応もあるかもしれません。そういうことを想像した場合に職員が 足りない。

- 議長(今井 清君) 森澤議員、仮定の話ということなので質問の通告に従って質問をお願い します。
- 8番 (森澤文王君) 通告どおりです。口を挟まないでください。そういう状態になったとき に職員足りませんよね、立科町の将来の確保をどうするかなので、これは通告内です。 なので、そういうことでよろしいですか。そういうことを考えると、今の職員体制で、 これから立科町の将来を考えたときに人材足りているのかということを伺います。
- 議長(今井 清君) 小平副町長。
- **副町長(小平春幸君)** そういった必要な重点施策ですとかものについてはある程度先を見通して人員の配置も考えていかなければいけませんし、現在、そういった突発的な事業を行っているところもあります。そういったものも勘案しながら人員配置については検討してまいりたいというふうに思っております。
- 議長(今井 清君) 森澤文王議員。
- **8番(森澤文王君)** 今日はいろんな答弁がいただけたので、今後、そのいただいた答弁を見ながら、本当に言ったとおりにやっているのかということをチェックしていきますの

で、今後どのようにしていくかは、また私のほうで見ていきたいと思います。多分、 この任期中には同じような質問をまたすると思いますので、その際にはご答弁をして いただくことになると思います。

では、次の質問に行きます。

2、高齢者のマニュアルトランスミッション車の購入補助について。

高齢者のオートマチックトランスミッション車の操作ミスによる事故を防ぐために、マニュアルトランスミッション車の購入補助を考えないかということで、(1)免許返納の前に高齢者の生きがいを守る等のために操作ミスによる事故が少ないマニュアルトランスミッション車の購入補助を町で考えないか、こちらも(1)と併せてお答えください。

報道などで高齢者の自動車暴走などが大きく取り上げられる現在ですが、かなり前からマニュアルトランスミッションの車なら暴走なんかしないというのは一部言われているところであります。当町においては、公共交通網が完成しておりませんし、何より立科町の農業を強く支えているのは高齢者の皆様です。免許返納は立科町の衰退にもつながると考えているわけでございます。かといって、安全運転のためのセンサーつきの高い車を買えとも言えません。

そこで、町でマニュアルトランスミッションの車について購入補助金を考えるのも よいかと考えますが、町長の考えを伺います。

議長(今井 清君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願いま す。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長(両角正芳君) それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

近年、高齢ドライバーによる交通事故が多発しており、高齢者の免許証の自主返納を求める機運が高まっています。高齢者にとっては、買物や通院などで車が使えなくなることは生活に大きな負担がかかります。

そうした中で、町では令和5年度から、身体能力の低下等により運転に不安を持たれる方の交通事故防止を目的として、運転免許証を自主返納された方に、自家用車から公共交通機関などによる移動に切り替えるきっかけづくりとしていただくため、たてしなスマイル交通回数券の交付を行っているところであります。

車は、先ほど申し上げた買物や通院だけでなく観光や娯楽、議員がおっしゃるように農作業などの仕事に必要とされる方もあり、自身の運転による車での移動ができなくなることは生きがいを欠くことと言っても大げさではないということも確かであります。マニュアル車は運転者がギアを自分で選択し、クラッチを操作する必要があるため、運転技術や経験が求められます。高齢者がマニュアル車を負担なく運転することができるかどうか課題であり、既に全ての高齢者に適しているわけではないこと、

そして、マニュアル車はオートマチック車に比べて運転中に注意深さが求められるため、自身の運転技術に対する意識が高まります。その結果として、安全運転への配慮が高まることも考えられますが、高齢者によっては、これらの操作が難しく感じられる場合もあり、その場合には、逆に事故のリスクが高まることも否めず、運転中のストレスや疲労が大きいと考えられること、以上のことからも、私は高齢者にとってマニュアルとオートマ車どちらが事故が少ないかについては意見が分かれるところでもあり、マニュアル車の購入に対し町が補助することで課題の解決につながるかと考えると疑問を感じております。

マニュアル車の購入補助に限定するのではなく、衝突時に自動でブレーキをかける 衝突被害軽減ブレーキや、アクセルとブレーキの踏み間違いによる急発進を防ぐペダ ル踏み間違い急発進抑制装置など、先進安全技術を活用した一定の運転支援機能を備 える、いわゆるサポカーの普及や運転技術向上のための教育、啓発活動、シニアカー の選択枠などを含め、より広範な視点から高齢者の安全運転を支援する施策を検討す る必要があると私は考えております。

以上であります。

議長(今井 清君) 森澤文王議員。

8番 (森澤文王君) 最近は、皆さん優しい社会になってきたので、高齢者だとそういうの大変だよね、マニュアル大変だよねなんて思うかもしれませんが、多分、今の高齢者の人たちはオートマじゃなくてノークラって言っても通じるぐらい昔マニュアルトランスミッションの車しかない頃に免許取っている方も相当数いると思うので、基本的にはそこの心配はそれほど要らないんじゃないかなということと、交通安全に対しては様々なご答弁いただいたところで取組もあると思うんですけど、その中の一つの考え方として、特にここが物すごい平地の電車が通っているような都市部でしたら、そんなマニュアルトランスミッションの車の購入補助なんか考える必要は多分ないんですけど、やはり農地があり、長生きの健康な皆さんがいて仕事もする、さっきも言いました公共交通網の完成がまだされていない中では、自分が運転しなきゃいけない中の安全なものの一つの選択肢として、田舎ならではの考えとしてマニュアルトランスミッションの車の補助というのは一ついい考えなんじゃないかなと、テレビで暴走事故の報道を見るたびにマニュアルだったら絶対ならないよなというふうに見ているわけです。

私も実際目の前で踏み間違い事故を見たことがありますけれども、確実にブレーキを踏んでいるつもりで思いっきりアクセルを踏んだまま飛んでいくので、これ本当にマニュアル車だったら起きないんですよね。びっくりしてクラッチを離したりとか、あとエンジンが吹き上がるので驚いて足を離したりしますので、その辺の差なんです。町長は実際、軽トラとかマニュアルトランスミッションじゃないですか。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) すみません、今、大変議員には申し訳ないんですが、今回のこの高齢者 マニュアル車購入補助についてという問題についての質問に対しての今質問がどうな のかということもありますが、今、議長のほうでは進めておりますのでお答えをさせ ていただきますが、私は先ほども申し上げました。マニュアル車、オートマ車、これ がどちらが危険なのかということは、その人のやっぱり技術だとか経験、それから加齢になっていけば、どういうふうな集中力があるかないかということも含めて考えた ときに、必ずしもどちらかがということも言えませんが、ただ最近の動向を見ますと、今、乗用車のみならず軽トラックにしても今オートマ車がほとんどでございます、増えています。そういったことはどういうことかということをひも解きますと、やはり そういったいわゆる操作の形が、いわゆるマニュアルのような形ではなかなか難しい のではないかという部分があるのではないかなというふうに思っております。ですの で、これが補助体系云々のことに先ほど来からありましたけれども、そういうことも そうですけれども、やはり事故というときの突発的な部分でどういう対応ができるの か、それは車そのものにそういうものがあるかないかということも今後大きな問題だ ろうと思います。

これは都市部、地方にとらわれず、そういった車の交通事故に対する安全性、それに対する防止、こういったものはやはりしっかりと捉えていかなきゃいけないという問題でありますので、議員のおっしゃることも一理分かりますが、なかなかそういうふうに私は考えづらいというふうに思います。

議長(今井 清君) 森澤文王議員。

8番(森澤文王君) 今回は初回の質問なのでこのぐらいにしておこうかなとは思っておりますが、先ほど来、何でしょう、通告外だなんていうふうな言葉がさらさら出るんですが、質問事項のトップに書いてあることが質問のことなので、通告外というふうに反応されても私も困るんです。打合わせしてないことは通告外だなんて言われたら、打合わせ、今後しません、私は。

そういう中で、ここで質問のやり取りの齟齬があってはいけないので、皆さんには 反問権という反問する権利はないですが、私の質問の趣旨が分からない場合、整理す るために議長に許可を求めれば私に質問することができます。議長が許可してくれれ ばです。なので、今回の趣旨で分からないところがあったら質問を仕返していただき たいんですけど、いかがですか。いいですね。

それでは、もう一つ反問ではないですけど質問なかったんですが、今回の質問の中で、さっき答弁したけど言い直したいな、言い足りないな、何か森澤、違うコメントしているから正したいなということがあれば、どうぞ質問してください。質問じゃない、発言してください。ないですね、結構でしょう。

それでは、今回のテーマについては、また今後追跡質問しますので、そのときはまたお世話になります。

では、私の一般質問を終わります。

議長(今井 清君) これで、8番、森澤文王議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時30分からです。休憩に入ります。

(午前11時46分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長(今井 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、信濃毎日新聞社の取材を許可してありますのでご承知ください。

次に、通告順3番、6番、中村茂弘議員の発言を許します。

件名は 1. 各種補助団体の状況について

2. 町有地跡地のその後は。です。

質問席から願います。

〈6番 中村 茂弘君 登壇〉

6番(中村茂弘君) 6番、中村です。よろしくお願いいたします。通告に従いまして質問いたします。

まず、農地等の各補助金団体の状況について伺います。

稲刈りが始まりましたけれども、中山間地支払制度に基づく団体は、今は何団体がありますか、お願いいたします。

議長(今井 清君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願いま す。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長(両角正芳君) それでは、お答えをさせていただきます。

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するために国及び地方自治体による支援を行う制度で、集落等を単位に5年間、 農用地を維持管理していくための協定を締結し、面積に応じて公金を支払うものでございます。

詳細の内容につきましては、担当課長から答弁させますのでよろしくお願いします。 議長(今井 清君) 市川産業振興課長。

産業振興課長(市川 偉君) お答えいたします。

中山間地域等直接支払制度は、平成12年から実施しており、本年度は令和2年度からの第5期対策の最終年度になり、当町では、おおむね小字単位により協定が締結されており、山部1集落、牛鹿1集落、宇山6集落、桐原1集落、塩沢2集落、西塩沢

1集落、町3集落、古町3集落、茂田井5集落の23集落で活動に取り組まれております。

令和5年度の実績を申し上げますと、対象面積は水田が136.8~クタール、畑が0.9 ~クタールで合計137.7~クタール、交付総額は2,271万3,000円になります。

農業生産活動等を継続するための活動については8割交付となりますが、農業生産活動等を継続するための活動に加え、協定農用地の将来像、集落全体の将来像、課題や対策について協定参加者で話合いを重ね集落戦略を作成する場合は10割交付となります。また、急傾斜地と緩傾斜地でも交付単価に違いがあり、10アール当たりの交付単価で、水田は20分の1以上の急傾斜地で2万1,000円、100分の1以上の緩傾斜地で8,000円、畑は15度以上の急傾斜地で1万1,500円、8度以上の緩傾斜地で3,500円になります。

以上になります。

議長(今井 清君) 中村茂弘議員。

6番(中村茂弘君) 結構多くの、137ヘクタールでやっているということが分かりました。 次に、多面的支払制度の交付箇所は幾つあるかお伺いいたします。

議長(今井 清君) 市川産業振興課長。

産業振興課長(市川 偉君) お答えいたします。

多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の協働活動や農地・水路・農道等地域資源の質的向上を図る活動に対し、国及び地方自治体による支援を行う制度で、平成19年に創設された農地・水・環境保全向上対策として支援が開始され、平成23年に農地・水保全管理支払交付金、26年からは多面的機能支払交付金として見直しがなされ、本年度からは第3期対策の多面的機能支払交付金が始まっております。

当町で協定を締結されている活動組織は、昨年度の第2期対策までは9組織ございましたが、本年度から1組織減少し、8組織で取り組まれております。

多面的機能支払交付金は大きく分けて3つの活動に対する交付金で構成されており、 農地ののり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの地域資源の基礎的な保 全活動、水路・農道・ため池の軽微な補修や、環境保全活動などの地域資源の質的向 上を図る協働活動、老朽化が進む水路・農道などの長寿命化のための補修などの施設 の長寿命化のための活動があります。

地域資源の基礎的な保全活動と地域資源の質的向上を図る協働活動は、牛鹿区・宇山区・塩沢区・西塩沢区・桐原区・細谷区・蟹原区・藤沢区の8組織、施設の長寿命化のための活動については西塩沢区と藤沢区を除く6組織で活動に取り組まれております。

令和5年度の実績を申し上げますと、対象面積は水田が349.56ヘクタール、畑が219.13ヘクタール、草地が0.71ヘクタールで合計569.4ヘクタール、交付総額は3,481

万5,388円になります。10アール当たりの交付単価で地域資源の基礎的な保全活動に対して交付される農地維持支払交付金が水田3,000円、畑2,000円、草地240円、地域資源の資質的向上を図る協同活動に対して交付される資源支払交付金が水田1,800円、畑1,080円、草地160円、施設の長寿命化のための活動に対して交付される資源支払交付金が水田4,400円、畑2,000円、草地400円になります。

また、地域資源の基礎的な保全活動と地域資源の質的向上を図る協働活動は10割交付となりますが、施設の長寿命化のための活動についてはおおむね7割程度の交付となっております。

以上になります。

議長(今井 清君) 中村茂弘議員。

6番(中村茂弘君) 当初の団体で多面的支払制度の団体は9か所から8か所になったと今お 聞きしましたが、中山間地支払制度に基づく、今は23か所ですけど当初何団体だった でしょうか。

議長(今井 清君) 市川産業振興課長。

産業振興課長(市川 偉君) お答えいたします。

中山間地域等直接支払交付金は、平成12年度当初から現在まで23集落で活動に取り 組まれております。しかしながら、令和元年度に虎御前集落が減少し22集落となりま したが、令和3年度から大仁反集落が参加された経過があり、現在の23集落に至って おります。

多面的機能支払交付金は、平成19年度から25年度までの農地・水環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金であった際は14組織ございましたが、多面的機能支払交付金となった平成26年度から平成30年度までの5年間は、赤沢、和子、中原、日中が辞めて10組織、令和元年度から令和5年度までの5年間は野方区が辞めて9組織、令和6年からは山部区が辞めて現在は8組織で活動に取り組まれております。

以上になります。

議長(今井 清君) 中村茂弘議員。

6番(中村茂弘君) 中山間地域の団体数ですけれども、1プラマイがあって現在と同じ23団 体というふうにお聞きしました。

この制度につきましては大変ありがたいことですけれども、書類の提出が多すぎて、 多分改めて団体で諦めた団体があったと思います。書類の提出について簡素化するこ とはできませんか。そうでないと交付団体は減少すると思いますが、この件について お伺いいたします。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) お答えをさせていただきます。

この両事業ともに国の交付金事業となりますので、全国一律の申請様式になります。 また、国の交付金を受ける事業でありますので、皆様ご存じのとおり、会計監査な どの対象にもなり、提出処理に制約がございますので簡素化することは容易なものではないというふうに考えます。

特に、多面的機能支払交付金は中山間地域等直接支払交付金に比べ工事書類等も多く、町といたしましても地域の皆様の事務等の負担を認識しております。しかしながら、この事業は主体性を持った地域の活動への交付金でありますので、組織の皆様にはご理解を賜りたいというふうに思っております。

議長(今井 清君) 中村茂弘議員。

6番(中村茂弘君) 今、町長から、一律であって簡素化するのは大変難しいという回答でありました。これにつきましては理解はできるわけですけれども、やはり団体が減っていくという中においては、できる限り簡素化した書類の提出ができるようによろしくお願いしたいと思います。

続きまして、町有地の跡地についてお伺います。

私は、何回もこの問題につきまして質問してまいりました。処分されてしまいましたが、千草保育園だけが今残っておりますけれども、この跡地はどうなっているかお 伺いいたします。

議長(今井 清君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願いま す。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長(両角正芳君) それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成25年度に町内4保育園を統合してたてしな保育園が解消されて以降、旧保育園跡地の利活用につきましては様々な検討がなされてきました。旧若草保育園と旧茂田井保育園は、令和3年度に町内企業等へ土地、建物を売却し、旧三葉保育園の土地につきましては、令和4年度に町が宅地分譲地として8区画を造成した後、昨年度から西塩沢三葉団地として分譲が開始している状況であります。

旧千草保育園跡地の活用につきましては、まちづくり創生会議公共施設部会からのご提言を踏まえて、公民館周辺施設と併せて具体化してまいる計画であります。現在は隣接する企業や町内の元気づくり支援金採択団体への一時的な一部貸付け等のほか、町民祭りの開催時には一般駐車場として可能な範囲で有効活用をしている状況であります。

以上であります。

議長(今井 清君) 中村茂弘議員。

6番(中村茂弘君) 努力して処分を考えているということです。早めに処分して町の利益になることを考えたらどうでしょうか。

議長(今井 清君) 今井総務課長。

総務課長(今井一行君) 先ほど町長が答弁されましたとおり、今、現段階におきましては公

民館周辺施設と併せて具体化するような形で計画しているところでございますので、 しばらくお時間をいただきたいと思います。

以上です。

議長(今井 清君) 中村茂弘議員。

6番(中村茂弘君) 公民館関係のこともあってもう少し時間をいただきたいということでありますので、今後とも早めに千種保育園の跡地が処分できるようによろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、美上下の農地についてお伺いします。

市町村は農地が持てないわけでありますけれども、これは自治法上ですけれども、 現状はどうなっておりますか。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) お答えをさせていただきます。

過去の答弁の繰り返しになりますことをご容赦いただきたいと思いますが、地方自 治体が原則として農地を持てないことは、中村議員ご指摘のとおりですが、美上下の 町有地につきましては、平成19年に産業廃棄物処理施設の建設計画に反対をし、水道 水源池を守るとの住民運動により、地目は農地でありましたが、農業基盤経営強化促 進法に基づく特定法人貸付事業に活用するべく議会の議決を経て、翌年2月に町が取 得したものであります。令和2年度から、地元の農業従事者の方へ農業経営基盤強化 促進法に基づく利用権設定により、本年令和6年度までの5年間の貸付けを行ってい るところであります。

議長(今井 清君) 中村茂弘議員。

6番(中村茂弘君) 私は違憲状況にあることを解消するためにも、当地は農業振興公社に譲渡し、無償でもよいから、後に固定資産税等が入るわけですけれども、徴収できるわけではないでしょうか。この点についてお伺いします。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) 今議員のほうから農業振興公社への譲渡というご意見も出ましたけれど も、ご意見はご意見として賜っておきます。

議長(今井 清君) 中村茂弘議員。

6番(中村茂弘君) ご意見としてということじゃなくて、やっぱり違憲状態を早期に解消するためにも、農業振興公社に早めに譲渡して違憲状況を解消してもらえばありがたいと思います。公社が、土地があれば落花生とかいろいろなものが作り、利益を上げるのではないでしょうか。これについて町長にお伺いします。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) 答弁繰り返しになりますけれども、現段階の中では農業振興公社への譲渡ということにおきましては、議員のご意見として承っておきます。

議長(今井 清君) 中村茂弘議員。

6番(中村茂弘君) 農業振興公社については町長も会長になっているわけですけど、早めに対処してよろしくお願いしたいと思います。公社が、土地があれば落花生とかいろいろなものが作り利益を上げることができると思います。これは町長にお伺いしますが、ぜひこの土地利用につきましては落花生等できるわけですけれども、早めに公社が譲渡できるようにお願いできればと思いますがどうでしょうか。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) 何度かご質問いただいています。答弁は同じですけれども、公社の関係で落花生だとか、今、適作になるとソバとかいうのがございます。これらについては、今、立科町も非常に荒廃農地進んでいます。そういったところを有効活用する意味と、それから適材適所の適地という中で今選定をして進めております。そういった中での現状でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長(今井 清君) 中村茂弘議員。

6番(中村茂弘君) 早めに処分をして、違法の状況を解消を図ったらどうかと思います。来年度以降でよいと思いますので、ぜひこの件につきましては、早めに農業振興公社のほうに譲渡していただき、良好な立科町のあれができますようによろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わりにします。

議長(今井 清君) これで、6番、中村茂弘議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時からです。休憩に入ります。

(午後1時53分 休憩)

(午後2時00分 再開)

議長(今井 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順4番、11番、今井英昭議員の発言を許します。

件名は 1. 町内のDX推進とテレワーク事業についてです。

質問席から願います。

〈11番 今井 英昭君 登壇〉

11番(今井英昭君) 議長、11番、今井英昭です。11番、今井英昭でございます。通告に従いまして質問してまいります。

今回は、町内のDX推進とテレワーク事業について取り上げます。

DXにつきましては、2年前の9月に一般質問で展望については聞いていますので、基本的な部分については省きますが、DXの意味だけ簡単に説明しておくと、デジタルトランスフォーメーションの略で、DXとは単にデジタル化することだけではなくて、町民と町が全ての分野において再構築するということになります。DXという言

葉が浸透してきて、また、DXを進めるに当たり、有用な技術であるチャットGPT の活用が民間、行政の間で普段にも業務として普及し始めているということもあり、町民の皆さんの意見交換の場で立科町ではどのぐらいDXが進んでいるのか、また、その準備段階である文書などデジタル化はどのぐらい進んでいるのかとか、そういったことをDX関連について聞かれる機会というのが多くなってきております。

また、先週、立科小学校6年生の皆さんに参加していただいた子ども議会におきましても、その質問の中に地球に優しいまちづくりの視点から町からの配り物は廃止してタブレットで配信したらどうかという質問もありました。このようにIT、デジタル化を活用した社会に社会の変革をもたらすDXは、町民の皆さんの関心事でもあり、DXを推し進めていくには、まず、役場内の組織の強化する必要があると思います。

そこで、本年度の重点指針に基づく主要施策内のDXの推進するために、今後DX推進係の新設や外部のDX専門官の配置が必要ではないか、この点について質問いたします。

議長(今井 清君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、答弁の上、願いま す。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長(両角正芳君) それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

当町のDXの推進につきましては、令和4年度に大手民間会社からデジタル専門人材を派遣いただき、デジタル化推進専門官として移植をし、職員によるDX推進体制を構築をし、4つのワーキンググループを立ち上げ、国の自治体DX推進計画等に基づき取組を開始をしております。

現在は、3つのワーキンググループによりプロジェクトを進めており、各ワーキンググループで研究検討を重ねた事業がデジタル田園都市国家構想推進交付金の事業採択を受け、既に活用しているものも幾つかございます。あわせて、全職員がDXを正しく理解し、職員全体でDXを推進していく意識の醸成を図るために、全職員対象の職員研修やデジタル人材育成の職員研修をそれぞれ実施をしております。

ご質問のDX推進係の新設につきましては、今後、デジタル技術を活用した住民サービスの向上、業務の効率化を進めていくには、各職場での職員の気づきやアイデアが重要となります。そのため、全職員のDXの理解と、それを生かすしっかりとした推進体制が肝要であって、単に係を新設し、その係の職員で進めていくものではないと捉えておりますので、すぐに係を新設することは考えておりません。

また、外部のDX専門官の配置につきましては、必要に応じて検討してまいりたい というふうに考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) DX推進係については、当然、係をつくればそれで済むという話ではなくて、その部分では理解はするんですが、その部署だけということじゃなくて、いわゆるコーディネーター役、それを専門とするところが必要なんじゃないかなと。県下の中で見回してみましても、やはりそのDXが進んでいるという町、市というのが、やはり市なんかは、今、係が大体あると思うんですが、町、村に関しましてはやはりこの推進係があるところが一歩先に行っているなという感覚、具体的には飯島だったり高森だったりするんですが、しっかりとやっているところはやっぱり進んでるなという感触がありますので、やはりその推進係という部分では重要性はあるんじゃないかなと。

あと、外部の専門家については今すぐはということだったんですが、そもそもがこ の令和5年度からその席がなくなってしまっているという部分におきましては、立科 町のこのDXを進めるに当たっては痛手になってしまっていて、新しいデジタルモデ ルの策定ですとか推進のことを町のシステムを刷新していくには、やはり外部の方の 知識、ノウハウが必要なんじゃないかなと、じゃあ、町にとって見てどういった方が 足りてないのかなと思われているのか。今すぐには考えてないということなんですが、 今、副町長がトップになっているCIO、いわゆるデジタル情報責任者なんですが、 その最高情報責任者を求めているのか、最高デジタル責任者を求めているのか、これ は国の計画でもあります。いわゆるСІО、СООの部分ですが、この役割の違いと いうのがこの短い時間で私も説明がうまくはできないんですが、端的に言えば、CI Oというのは状況の把握ですとか、今あるものをどうやって発展していくかという部 分ではまさにこの副町長が適任だと思っていますし、CDOにつきましては、外部の 連携ですとかあとは横の連携ですとかそういった部分、新しく変革をするという部分 では私はどちらかというとこのCDOの部分の方が必要なんじゃないかなと、もっと 言いますとこのCIOというのは守りといわれて、CDOは攻めの機関といわれてい るんですが、立科町としてはやはり新しいことを成し遂げていくためには、CD O----最高デジタル責任者の方が必要なんじゃないかなと思いますが、こういった方 がやはり必要かどうかという部分でどのように捉えられているのか質問いたします。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

先ほど町長が答弁しましたとおり、職員によるDX推進体制を構築し、それにより DX推進は現在のところ各ワーキンググループやその上の会議等で横の連携は現在の ところ取れていると思います。ただ、今後、RPA――ロボティングプロセスオートメーション等を導入する場合には、やはりDX専門官の配置には必要になると捉えて おりますので、先ほど町長答弁したとおり、必要に応じて検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 今、町長また担当課長の答弁では分かりました。

副町長に伺いますが、副町長は、今、CIOという形で最高情報責任者になられていますが、今回、外部については今後検討するということになっていますが、やはり今すぐ、副町長に対してのアドバイスできる専門官というのが必要性があると今の時点で認識されているのか、やはりこういったデジタルのことをやるに当たっては、当然ながら役場の職員の方がこのワーキンググループでとても優秀な方がいるというのは分かっています。ただ、やはりその専門的な方、令和4年度にいた方みたいな方がやはり必要なんじゃないかなと思いますが、このCIOから見て、この最高情報責任者から見て、やはり専門的な方のアドバイスというのが必要なときがあるかどうか、その点について伺います。

議長(今井 清君) 小平副町長。

副町長(小平春幸君) お答えいたします。

先ほど来、町長や担当課長から申し上げてありますが、令和4年度にデジタル化推 進専門官ですか、その方において大筋の方向づけを定めていただいているというふう に認識をしております。その中で職員も育ってきておりまして、現在担当している係 の者はかなりの情報を持っております。そういった中、県でも国のほうでもDXに関 する研修会を多々開いていただいておりまして、先日も管理職研修ということで私と 企画課長がウェブにおいてDXの推進についての研修を受けたところです。

また、今月ですか、今度は課長、係長に対してのDXの研修が行われるといったところで、そういった研修も含めながら職員の底上げといいますか、そういったものも必要じゃないかなというふうに思っております。

しかしながら、先ほど来、今井議員がご質問の専門的な専門官の配置につきましては、やはり私どもでもなかなか分からないようなところもありますので、先ほど来、答えているように、必要に応じて必要であるところも出てくると思います。そのときには検討してまいりたいというふうに思っております。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) この組織体制の中でやはり専門的な方を入れたほうが話も早いですし、より一層進められるところもあると思いますので、国の制度とかも使ったりして、国のほうでもそういったアドバイザーというか専門官、貸出しというか派遣みたいな形でやられているという事業もあると思いますので、そういった部分では見ていただきたいですし、当初は副長が最高デジタル変革責任者ということでしたが、今は最高情報責任者ということで、ここになった理由というのも私の一般質問の中でも過去にしてありますのでちょっとその辺は割愛しますが、せっかく情報責任者になられているというところで、今回、最高デジタル責任者という部分では、ぜひ早めに募集していただきたいなと思っております。そこら辺は期待しております。

次に、細部の質問に移ってまいります。

町民と行政、または企業体からなります三位一体となりました地域DX事業であります。テレワークについての質問になります。

テレワークにつきましては何度か質問していますが、立科町のテレワークには大い に期待をしておりまして、少しうるさい応援団かもしれないですが、応援団の一人だ と自負しているところです。

それで、町内でテレワーク事業について町民の皆さんにとって有益な事業で感じて もらえるように、さらなる事業展開ができることを願いながら質問していきたいと思 います。

立科町のテレワーク事業が開始されて間もない頃から一般質問などいろいろな場面で、私、テレワーク事業というのが役場直営から切り離すべきではないかと言い続けておりました。その最大の理由というのが、テレワーカーさんが町の施設の中で町の備品を使って直接的な収入を得られるというこの点、また、その支援を直接役場の職員の方が携わっているという点になります。ただ、当然ながら切り離すといっても、町でテレワーク事業を行うとなると、最初の段階ではある程度町が政策的に投資しなければならない、そう思っておりますので理解はしておりました。その中で町が関与する法人の立上げというのを提案してきましたが、令和7年度から法人化されるということの説明がありましたので、そのテレワークについて質問していきたいと思います。

テレワーク事業について、今年度の重点施策である一般社団法人とは具体的には明記されていませんでしたが、8月の全員協議会のときには一般社団法人と年度初めから明記されていたことになっていたため、この点について、実は私あれと思って説明を受けていたんですが、そういった疑問も解決するために、まず法人へ向けた進捗状況について伺います。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

人口の減少や円安、物価高騰等を起因とする地域経済や住民生活への影響、また、コロナ禍を経験した中での働き方改革の推進など、住民や自治体を取り巻く環境はここ数年で目まぐるしく変化してまいりました。このような流れの中で、立科町においては多様な人たちがICTを活用した新たな働き方により社会参加を目指せる社会福祉型テレワークを先進的に推進し、実績も数字として現れてきたところであります。

テレワーク推進事業の普及に伴い、数年前から法人化について研究を重ねてきておりました。そして、この事業を今後さらに推し進めていくためには、業務の拡大が重要と捉えておりますが、それに伴う新たな課題なども出てきており、併せて行政が抱えている地域の諸課題への取組やスピード感、事務事業のさらなる充実や同時に効率感も見据えたときに、この解決策として法人化という選択をするものであります。

本年度からは本格的にプロジェクトチームを設置し、法人設立の目標を令和7年 4月として検討をしているところでございます。

設立当初の事業については、テレワーク推進事業と農業振興部門を想定しております。

農業振興部門を担う法人につきましては、既に株式会社立科町農業振興公社が設立 されておりますが、この再構築の可能性も併せて検討しているものであります。

プロジェクトチームにおいて、現在、検討している内容につきましては、他市町村で設置されている同種の法人情報の共有、各事業についての現状把握と評価、課題の抽出、新法人で目指す姿や役割など様々な項目について並行しながら進めているところであり、8月の議会全員協議会におきましても概略を説明させていただいたところでございます。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 進捗というところでもうちょっと、今後どのような形で進めていくのかという部分で答弁いただきたかったんですが、この後の質問の中でも出てくるという部分がありますので、その中でそれは聞いていきたいと思います。

今回、法人の形態について検討されているというところで今も説明ありましたし、 8月の連休の中でも確かに聞いておるんですが、アとして、どのように法人の形態に ついて検討されたのか、その点について伺います。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

法人を設立するに当たりましては、令和3年度と4年度に地方創生推進交付金を活用して自立化支援アドバイザリー業務を委託し、その中で株式会社、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人の大きく4つの法人形態を検討いたしました。これら法人組織の検討に当たり、大きな判断材料としては営利目的であるか否かであり、テレワーク推進事業の法人化の目的においては営利目的ではなく、あくまでも町民益に資する事業、住民福祉の向上であり、営利を目的に株主の利益を追求する株式会社はなじまないと考えました。NPO法人においては、法律で定められた二重分野の事業範囲に限られており、今後の事業分野の拡大が見込めないことが予想されました。一般財団法人または一般社団法人の検討では、財団法人の場合は所有財産の運用管理もその事業目的としていることから、一般社団法人が適当であると総合的に判断したものであります。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 今、株式の話も出ましたが、ちょっとその話はその後にもまた出てきますので後回しにしますが、今回、8月の全協の資料の中でプロジェクトチームによ

る検討についてということで、その他のアドバイザーにつきましては若干名を今後検討するということで説明がありました。そのメンバー構成についてアドバイザーが今後決まっていくとは思いますが、そのアドバイザーの選定についての質問になります。テレワーク事業にとって、女神湖Lake Officeをはじめ、町が事業展開しているワークトリップ、ワーケーションと一体で考えられるところが幾つかあります。そうした中でテレワーク事業は社会福祉型、企業進出型、雇用創出型の3つを軸に進めていると思いますが、雇用創出型のクライアントへ今後ワーケーションを紹介できる、逆にワーケーションをきっかけにテレワークのクライアントになっていただけるというような形で相互関係にあると思っております。いずれにいたしましても、このワーケーションですとかワークトリップに力を入れて、一部この頃の報道ではワーケーションですとかワークトリップに力を入れて、一部この頃の報道ではワーケーションコンシェルジュアワードの最優秀だけということで記事にはなっていましたが、これ実は同時に部門賞も受賞されているダブル受賞となって、客観的に評価された方が観光協会のDMCの中に従事されている。そういったワーケーションとか実務とかされている方をアドバイザーとして迎え入れるような、そういった考えが

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

あるのかどうなのか、その点について伺います。

企画課長(竹重和明君) 法人設立検討プロジェクトチームの設置に関しましては、テレワーク推進事業は企画課で、農業振興公社の事業については農業振興課と公社で、それぞれの所属の範囲で事業推進に携わっているものでありますが、今回、法人化を検討するに当たり2つ以上に関係する施策や事項について調査研究、検討を行う必要があるため、立科町プロジェクトチームの設置及び運営に関する規定に基づき町長が設置したものであります。

プロジェクトチームの編成につきましては、事務事業に携わる関係メンバーとして おり、必要においてメンバー以外に助言等をいただくアドバイザーを想定しておりま すが、あくまでも内部関係者レベルでの調整検討チームとして動いております。

議員のご質問にありましたアドバイザーについては、今後検討をしていくわけでは ありますが、このチーム自体は内部の関係者レベルということで行うものでございま すので、今のご意見も参考に検討はしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 検討していただけるということで検討はしていただきたいんですが、 そもそも8月の配られたPTのメンバー構成の中には、その他アドバイザーというこ とで第5条関係ということで載っていますので、内部だけじゃなくて、これを見れば 「有識者と学識経験者等の参加を求め」と書いてありますので、この間の8月の全協 どおりの話でいきますと、これは自然的に誰が選定されるかはさておき、中に入るも のだと思っていますので、今検討されるということでしたので検討していただきたい と思います。

もう一つ、今、形態について一般社団法人ということで、それにのっとって進んでいるということなんですが、その法人の形態が一般社団法人だとしたときに、いわゆるいずれにしても法人になったときにワーケーションとの一体という部分におきましては、LakeOfficeを新しい法人に委託とか、そういったことをやれば、なお一層その法人も生きてくるんじゃないかなと思いますが、様々な視点でテレワーク自体も検討されたと思いますが、そういった新しい法人ができること、例えば、今言ったようにLakeOfficeの委託を受けるとか、そういったところまでの検討はされたんでしょうか伺います。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

テレワーク推進事業には雇用創出型テレワーク、あとは企業進出型テレワークがあるわけですが、今の検討を進めているのは雇用創出型テレワーク、町のワーカーが行うほうの検討を行っておりますので、企業進出型のほうはまだ検討を行っていない段階でございます。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 今、ちょっとすみません、質問がかみ合ってなかったと思います。雇 用創出型でいいんですが、いずれにしても一体としてテレワークがいろんなことに今 回法人ができるわけですので、Lake Officeですとかそういった運営も任 しちゃったほうがより動きも早くて相互関係がうまくいくんじゃないかなという提案 になります。どうしてその説明というか提案に至ったかという部分もありますが、事 業者自体、このLake Officeを立ち上げたときには町からの説明の中では 事業者の自主事業ということで結果的には無償で貸し出すということで、議会の中で も私もその一人ですが異論があって、現状では町直営で管理されていると思います。 今回、新しい法人に管理していただければ、ワーカーさんが現状のテレワークセン ターだけじゃなくて、空いているときにはLake Officeに行って働いたり ですとか、あとは観光事業者の方が閑散期の中でそこが拠点ができるとしたならば、 観光事業者の方がその閑散期のときにLake Officeでワーカーとしても働 ける環境もできるという一体型にも考えられますし、そういったことで新設される法 人というのがLake Officeに管理してもらうと、またいろいろな視点も出 てきて、さらに発展的な話になってしまいますが、新法人がテレワーク事業を起点と してまずやると、その上でワーケーションがあって、ワーケーションに来た方がその 後、後日ファミリーで、ファミリーなのか友達なのか、プライベートで観光に来てい ただき誘客につながって、またその仕事の合間にはクロスカントリーですとか準高地 につなぐという部分では、テレワークが十分にこのコーディネーター役というか、そ

のマネジメント役というか、そういった部分に服されるんじゃないかなという部分で Lake Officeもいいんじゃないかなということも今考えていますかという のと同時に提案もさせていただきましたので、これについて、ぜひ今回テレワークを 当然メインと考えているんですが、テレワークとしての事業として、もっとワーケー ションですとかワークトリップとか、そういったものを総合的に今後検討されていか れるのかどうなのか、ちょっとその点について伺います。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、まずは雇用創出型のテレワークを、今、法人化するということで考えておりますので、企業進出型テレワーク、立科WORK TRIPですとか、今、議員さんのご提案のあったLake Office女神湖の管理等については、現状はまだ検討をしていない状況でございます。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 現状は分かりました。ただ、今後、テレワークまた進んでいく中で、 1つそれも念頭に置いておいていただければ、次の話に行けるんじゃないかなと思い ます。

あともう一点、組織形態についてなんですが、今るる説明は受けました。これ基本的な部分だと思うんですが、クラウドソーシングの市場規模では、今後エコノミストによっては2.5兆円になるということも見込まれていると、そうなると町のテレワーク事業も十分自立して利益をしっかり出せる企業体になれるんじゃないかなと思っております。そうした中で、今後、利益を出せるって、今、利益を出すような法人ではないということだったんですが、利益が出せるっていうことだと私は私情の中で思っているんですが、株式会社ではなかった理由っていうものが明確にあれば、ちょっと説明をしていただきたいです。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。ちょっとお待ちください。

株式会社ではなかった理由としては、大きな判断材料として営利目的であるか否かであり、テレワーク推進事業の法人化の目的においては営利目的ではなく、あくまでも町民益に資する事業、住民福祉の向上であり、営利を目的に株主の利益を追求する株式会社はなじまないと考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 収益事業ではないと言いながらこれはしっかりと収益になっている事業と言うんですかね、言っている意味は分かります。福祉型ですとか、そういったことで福利厚生のために町がやっているというのは分かるんですが、結果的には収益事

業でそこで仕事をした分だけお金が入ってくるっていうテレワーク自体なので、ボランティアでも何でもなくて、やっぱり収益という部分ではしっかりと会社法にのっとった事業体というのは、利益をすごい出してとかいう話じゃなくて、プラマイゼロでいいんですが、やはり収益という部分で先ほど来から話を聞いていると、収益事業じゃないっていう部分があるんですが、ちょっとその話もこの後出てくるので、これをまた理事者のほうに聞きたいと思います。

次のイのほうに行きます。

設立時の資金調達はどのように考えているのか、この点について伺います。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

一般社団法人において活動原資がなくても設立は可能でありますが、拠出された金 銭、その他の財産を基金として、その活動の原資とする制度があります。拠出の相手 先等については町も含めて検討をしております。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 今、町も含めてということだったので、これについてはこの後、これ も出てくるので、4番に出てくるのでちょっとその話はそのときに聞きます。

その前に3番やってしまいます。3番につきましては、法人に移行となった場合、 パソコン等の現状の財産の取扱いについてどのようになるのか、その点について伺い ます。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

現在のテレワーク推進事業に関係する設備、備品につきましては、補助事業等を積極的に活用しながら町の予算を組み、整備したものがほとんどであります。テレワーク推進事業を法人に移行し業務を継続していくためには、同様の設備は必要となります。町がテレワーク推進事業を進めていく体制としての法人組織であり、業務の継続性を考えたときには、パソコン等の備品の貸与や施設利用も含めた一定の支援は必要であると考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 補助金とか使ったものなので、立科町が全て財産を持っているという ことの説明でよかったですかね。ということになると、国の補助金も含めた備品とな ると、今、既に数千万円、また設備ですとか建物を含めると億単位で投資しているわ けなんですが、財産が町のものだとしたら、それによって直接対価を受ける、享受を 受けるワーカーさんに代わって、法人自体が経費として町に使用料を支払うというよ うなそういった考えがあるのかどうなのか、その点について伺います。 議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) 使用料等については、今のところ検討をしているところですが、先ほども言ったとおり、パソコン等のこれ町が進めるテレワーク推進事業を進めていくということで法人化にしていくということでございますので、パソコン等の備品や貸与等の施設利用も含め、一定の町の支援は必要であるとは考えておりますが、先ほども申したとおり、賃貸料等についてはこれからの検討になると考えております。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 今、賃料等については今後の検討ということなんですが、やはり備品、 立科町のものを使うので、やはりそこら辺は直接収益が出て享受されるという、対価 が直接ワーカーさんに行くという部分なので、何か施設を貸すとかそういった意味合 いともまたちょっと今回のテレワーカーは違うと思いますので、例えば中央公民館を 貸すとかそういったものとは意味合いが違ってきて、そこで収益が上がってしまうと いうことを鑑みれば、やはりその賃料ですとか、またその備品の使用料ですとか、こ れはワーカーさんから取るんじゃなくて、法人としてそこで経費としてちゃんと乗っ けるべきじゃないかなという部分で今後検討されるということなので、その点につい ても視点を合わせて検討していただけたらと思います。

次の4番に行きますが、これ4番、新設される法人は毎年経営状況を説明する資料を議会へ提出が必要となる法人範囲かということで、これイの部分で先ほど資金調達という言葉なのか準備基金という部分なのか言葉はちょっと去っておき、立科町も含めてということは、ほかのところも仮に想定していたとしたならば、この議員に提出する提出の範囲というのがもう法律で決まっています。それによっては、今回、法人立ち上げても議会に提出しなくてもいい法人もあると思うんですが、基本的にはこの立科町議会へ報告する範囲内の法人を設立するという予定なのかどうなのか、その点について伺います。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

議員ご質問の経営状況の説明資料を作成し、議会に対して提出しなければならないとされている法人につきましては、地方自治法第243条の3第2項に規定されております。この規定の対象となる法人は、地方自治法施行令第152条第1項第2号で普通地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している社団法人等であって出資等が具体化しておりませんので、現段階では該当するかは未定でございます。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 今回大きな法人ができると認識していますので、その範囲内でしっかりと議会の提出というのが必要な範囲の中で法人というのはつくっていただきたいなと思います。

5番目、行きます。

テレワーク事業に関する条例や規則等は今後どのような取扱いになるのか、この点 について伺います。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

現在、テレワーク推進事業に関係する町の例規には、立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例及び同規則、立科町テレワーク推進会議規則がございます。法人の運営に関しましては、法人の定款等に従うものでありますが、町の施策としてテレワーク推進事業は関係例規や各種計画等に基づき、法人と連携しながら継続して進めていく必要があります。また、テレワークセンターの運営等につきましても、法人設立後は指定管理等も想定されますが、それら必要となる関係例規等については適宜整備をしてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 今回、法人ができて町との連携は当然ながらするので残しておかなければいけない規則とかあると思いますが、例えば今年の5月5日の日に出た立科町テレワーク推進会議規則ですとか、これはやはり主体が立科町になっているわけで、今後は法人が主体となってテレワークによる住民の雇用創出に関することとかそういったことをその中で決めていく、仮に立科町がこの推進会議規則が残ってしまっていればどっちが上位なのかという部分もありますので、やはりそこら辺は同時に規則等についても、また主体がどこなのかとかも明確にするためにも、当然あってもおかしくはないものだとは思うんですが、ただ二重になってしまったりとか多分メンバーも同じだったりとか、どっちが主導でやるのかという部分がぶれてきてしまう可能性もあるので、同時にこの規則、条例についても検討委員会に図っていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

法人化することによりテレワークに関する予算はどのように変化するのか質問いた します。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

あくまでも現在行っている試算段階でありますが、法人化することにより事業収支 は黒字化を目指していきたいとは考えております。黒字化と言いましてもテレワーク 事業の受託事業で生ずる収入はその一定割合が個人事業主である住民ワーカーの収入 となりますので、事業にかかる経費を捻出することは大変難しいと見込まれます。

テレワーク推進事業に関しましては、その目的とするものは社会福祉型テレワーク の実装であり、町が今後におきましても推進していく事業であります。現事業の効率 化を図りつつ、法人としての黒字化は必要と考えますが、事業の成り立ちや性質上、町として法人への支援は必要であると考えております。具体的な町の予算等につきましては、法人へ移管し、業務委託や補助金等へ変更になる内容や町の事業として継続するものもありますので、今後において具体的に算定してまいります。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 今、課長から答弁いただいたのですが、理事者、町長か副町長に答弁をお願いしたいのですが、今、黒字化を目指すということなんですが、4年間でテレワーク事業には1億2,000万円、補助金等を除くと一般財源で6,856万円の支出があります。これ4年間です、4年間でやって、直近2年間だけ見ますと一般財源で2,000万から2,700万出ています。今、担当課長は黒字化を目指すということなんですが、民間で同じような事業体、今言ったクラウドソーシング規模というのが2.5兆円あるということ、もちろん福祉型ですとか町じゃなければできないという事業があるから、そんなに利益を出すということじゃなくてプラマイゼロでいいと思うんですが、テレワーク自体が今後自立した法人を初めから目指さないと、ずっとこのテレワーク自体にお金が行ってしまうという部分がありますので、最終的にはこれ自立を目指した法人と、自立というのが利益をすごい出すとかじゃなくてプラマイゼロでいいんですが、そういった法人を目指しているのかどうなのか、その点について伺います。

議長(今井 清君) 小平副町長。

副町長(小平春幸君) お答えいたします。

当然、法人化するということになれば、自立をしていくということが望ましいと思っております。そんなことも念頭に置きながら検討しておりますが、当面は支援は必要であるかなというふうに考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 今、副長の答弁を聞いてちょっとほっとしたというか、ずっとこの法 人が赤字というか、町の支援というよりは、まずは自立を目指す、それがいつなのか はまた今後の話なんですが、そういった気持ちでいていただいているということで少 し安心いたしました。

次の質問に移ります。

議会に提示されたアクションプランによりますと、令和6年12月には補正予算が上程される予定となっております。新設される法人に対してパブリックコメントを得てから進めるべきだと考えますが、この点について伺います。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

テレワーク推進事業については、現状行っている事業の課題解決の手法として法人

化を目指すものであり、また、同時に検討をしております株式会社立科町農業振興公社の事業につきましても、法人の形態は変わりますが、現在実施しております事業を引き継ぎ、推進していくことを基本としております。両事業とも目的や方針、現在行っている事業が180度変わるものではありませんので、法人設立に当たりパブリックコメントは予定しておりませんが、法人設立に伴う情報の発信は必要であると考えております。その時期や内容等につきまして、検討する過程の中で併せて検討したいと考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 180度変わるわけではないということなんですが、確かにやっていることは変わらないんですけど、立科町のやっている形態は180度変わるわけですよね、町の直営でやっているものから法人に行くものだから。形態などでやっていることは確かにそうなんですが、私が言っているのは形態が変わるからしっかりとパブリックコメントですとか、これまたそういった部分では町民に代わって議員がそれを決めてく役割ということは十分理解はしているんですが、一般社団法人で行くということがもう既に8月の全協のときに発表されてしまって、決まった後、そういったことをされてというか発表されていますので、やっぱり町や町民ですとか議会に丁寧にこの法人の進め方については、これは質問いたしませんが、理事者たちに特に言っておきたいのはそういった部分ではしっかりと180度変わるんだと、形態は、その部分については認識を持っていただいて説明いただきたいなと思います。

その次に、先ほど来からの話があります新たな法人設立と同時に株式会社立科町農業振興公社の再構築の可能性について検討していくとなっていますが、どのような条件だったら再構築されるのか、その点について伺います。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

基本的には、再構築を目的に新法人への意向を検討しております。株式会社立科町 農業振興公社が担っている事業については、設立から今年で14年目を迎え、この間、 農業を取り巻く環境も大きく変化しており、当初の目的が達成できたもの、事業が停 滞しているもの、また、優先して注力しなければならない事業などをこの機会に整理 し、実施体制を見直したいと考えております。

今回、法人設立当初に行う事業として、テレワーク推進事業と農業振興公社の事業の2つを検討しておりますが、現状では農業振興事業を進めるための人員体制が難しく、この両事業を同一法人として進めることで人員の確保や事業推進体制の効率化が図れるよう検討をしているところであります。条件等ではなく、法人化により成果が見込まれるのであればと考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 条件は特にいなくてということなんですが、農業振興公社は株式会社なんですが、出資会社は町だけじゃなくてJA、県信さん、また商工会さんが出資していると思いますが、町以外の団体にどのような説明をしてどのようなことの意見があったのか、ちょっと簡単に分かる範囲で伺います。

議長(今井 清君) 小平副町長。

副町長(小平春幸君) お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、農業振興公社は町と商工会、農協、県信と出資をいただいているところでありますが、まだ町としてこのような検討段階でありますので、まだそこまで説明はしておりません。これで町の方針がある程度はっきりしたところで、順次説明に行こうということで考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番 (今井英昭君) 町の中でもんでからということなんですが、一応、株式会社、一応というか株式会社なので、株主が知らないところ、例えば、ご存じだと思いますが、会社法では株式会社を解散する場合には3分の2必要であって、それについては立科町だけでは取れないですし、なおかつこういったものについては全員一致で解散しなければしこりも残りますので、この辺についてはまた出資会社については丁寧に併せて議会と同じように説明していただいてしっかりとそこら辺をやっとかないと、町がまた不利益になってしまうような見方されても困りますので、しっかりそこら辺はやっていただきたいなと思います。

9番に移ります。

町のほかの事業が、例えば権現の湯等が新設される法人に移行という考えはあるかどうか、その点について伺います。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

現段階としては、先ほど申し上げました2つの事業を軌道に乗せ、その他の事業等 につきましては、検討を進めながら移行の可能性やタイミングを測りたいと考えてお ります。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) もちろんその軌道に乗せていただくという部分で、私、法人について の考え自体は、ずっとテレワークができてから私の思いなんですが、株式会社立科町 農業振興公社の定款を変えて、株式会社としてテレワークとか農業振興とかがあれば いいなと、その中でまた権限の湯とかがあればいいなと思ったんですが、今もう既に 一般社団法人ということで方向性が定まったということなので、それはそれでいろい

ろな今日の説明の中以外のものもあって決めたことだと思いますので、それ、尊重を いたしますが、いずれにしてもそういった部分では新しく法人になったところには、 町も今後検討が必要なんじゃないかなと思います。

(2)になります。(2)役場内のDX推進について、これは①と②ありますが、 役場内のDX推進ということなので同時に質問いたしますが、①として、電子決裁導 入の考えは、②といたしまして、全ての公共施設について予約システムの導入による 使用者の利便性を高められないか、この2点について質問いたします。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

まず、電子決裁導入の考え方からお答えいたします。

電子決裁システムにつきましては、ワーキンググループ等で様々な検討を重ねた結果、電子決裁システムを含む文書管理システムの導入を行う予定であります。本年度は文書管理システムの導入についてコンサルに委託し、当町の現在の文書管理事務、決裁事務等の事務手順、文書分類の見直しと細部の検討を始めているところであり、令和8年度の稼働を目指しております。

続きまして、②の予約システムの導入につきましてお答えさせていただきます。

公共施設予約のオンライン化につきましては、本年度、女神湖体育館を先行して予約システムのトライアルを実施しております。今後、評価、検証を行い、他施設への導入についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) この2つについては、今検討していて、既に動き始めているということが理解できましたので、利便性を高めるために、また電子決裁については議会側のいわゆるタブレットですとか、そういったものにも関連してくるのかなと思っております。

質問事項は以上なんですが、ちょっと総括して町長に質問いたします。今回、DXですとかテレワーク関係で質問をしてまいりまして、答弁ですとか今までどういったことでDXまたテレワークを進めていたかというのは肌で感じているんですが、このDX先進地だと立科町は思っています。やはりこのDXが、テレワークしかり、町内しかり、進んでいると思います。それには町長ですとか副町長、理事者また担当者の方のご尽力というのが多大だと思うんですが、国の進めている自治体DX推進に加えて、立科町では早い段階から町民も参加した地域DX事業のテレワーク、ワーケーション、ワークトリップも行ってきていることから、行政だけではなく町民も直接参加したDXを取り組んでいるということを全面的に出して、これ内外的に広めるためにもDX推進宣言ということを立科町もしたらいかがじゃないかなと思うんですが、その点について伺います。

議長(今井 清君) 両角町長。

町長(両角正芳君) 大変ありがたいと言いますか、ご指摘もというよりご提言をいただきました。そういった立科町が進めていることのいわゆる先進的な部分、これをアピールするという意味ではいいことというふうに思っておりますので、また検討させてください。

議長(今井 清君) 今井英昭議員。

11番(今井英昭君) 今、総括といたしまして、最終的に今回の質問の最後はDX推進宣言 というところに結びつく質問をしたかったんですが、それに対して検討していただけ るということで、これはほかの自治体の宣言書を見ていても比較して云々かんぬんと かじゃなくて、やはりほかの市町村というのはあくまでも自治体DXについての推進 のことで書かれているんですが、今回は町民も巻き込んだというか、町民も中に入っ た宣言書ができるんじゃないかなと、となるとやはりDXに対して立科町がどれだけ 進んでいるのかということも内外的にも見えますし、これが結果的にテレワークのク ライアントさん、またワーケーションに来る方、ワークトリップに来る方のPRとし て立科町はこういった宣言も出しているんだぞという部分の機会にもなりますので、 ぜひこの宣言書はこのテレワークの法人の立上げとか、そういったことと同時に何か ただ単に立てたということだけじゃなくて、しっかりと宣言を出すことによってプラ スアルファの付加価値、今までやってきたような実績を内外に示していただいて、内 外という部分ではもちろん町内の皆さんにもこのテレワークのことをよく知っていた だく機会でもありますし、先進的な取組を今までやってきているんだということもご 理解していただけるんじゃないかなと思いますので、こちらについては今前向きに検 討していただけるという答弁いただきましたので、ぜひ機会を捉えてDX推進宣言を していただけたらと思います。

ということで、まとめに入っていきますが、今回、DX、テレワーク、ワークケーション、ワークトリップ、いわゆるDXについて自治体DXだけじゃなくていわゆる民間のほうでいうDXについて取り上げてきました。テレワークについても初めの段階では小遣い稼ぎの空いている時間を使ってやっているというワーカーさんから、今これだけ年数経つと自ら専門性を高めてキャリアアップするというきっかけづくりに捉えている方も多くおいでになると思います。ということは、これだけやってきたという部分では、立科町、正しいことやってきたなということも言えますし、また、今後ワークケーションですとかワークトリップ、テレワークが観光ですとか農業にも結びついていくんじゃないかなと期待をいたしまして、一般質問を終わりにします。

議長(今井 清君) これで、11番、今井英昭議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は3時15分からです。休憩に入ります。

(午後3時01分 休憩)

議長(今井 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順5番、9番、村田桂子議員の発言を許します。

件名は 1.修学旅行先の選定について

- 2. 酸素ボンベ使用者の負担軽減について
- 3. 公共交通の改善についてです。

質問席から願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番(村田桂子君) それでは、私、最後の質問になりました。大変声が聞き苦しい点が多々 あるかと思いますけれど、ご配慮よろしくお願いいたします。

さて、1番目の質問は、修学旅行先の選定についてです。

修学旅行はあくまでも、教育の一環として行われるものと認識しています。

来年度の中学校の修学先について、住民から疑問の声が寄せられました。

修学旅行といえば、日本の伝統的な建造物や歴史についての認識を深めるよい機会と捉えていますけれど、来年の修学旅行先が何かと問題が指摘されているという大阪 万博と聞いてみれば、なぜ従来の訪問先を変更して万博会場にしたのかと理由を問い たいと考え、今回の質問になりました。

万博会場は、ごみの埋立地という立地から、いまだに危険な硫化水素物やメタンなどが噴き出ている。この危険な状況が収まらず、生徒たちの安全上の問題からとても肯定できないと考えるものです。従来の旅行先からなぜ万博会場なのか、変更に至った経過を含め、当町の修学旅行の実態について伺います。

また、修学旅行が現在の日本と社会の抱える問題に正面から向き合い取り組む若者を育てるという観点からすると、唯一の戦争被爆国としての責任という立場から、原爆の惨禍、後世まで続くといった被害の残虐性などについて、きちんと認識を深め見識を持つ国際人として成長してほしいと考え、広島の原爆資料館などを、広島市を対象にすることも視野に入れるべきと考え、今回質問にいたします。

まず、当町のご見解を伺います。

議長(今井 清君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。塩澤教育長、登壇の上、願います。

〈教育長 塩澤 勝巳君 登壇〉

教育長(塩澤勝巳君) それでは、私のほうでお答えを申し上げたいと思います。

修学旅行は、議員さんおっしゃるように、学習指導要領に定める特別活動の中の学 校行事と位置づけられており、教職員の引率の下、児童生徒が集団で見学・研修をす る宿泊を伴う旅行であり、子供たちにとってかけがえのない貴重な思い出となる有意 義な活動であると言えます。

その狙いとしては、平素と異なる生活環境にあって、自然や文化、産業などの重要地を実際に見学し、見聞を広め、知識や情操を深めるとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験をすることができるようにすることであります。

全国的には、小学校では地元から比較的近い観光地への旅行が主流であり、中学校では、関東及び中部地方の学校につきましては、近畿地方への修学旅行というのが多いようであります。

当町の小中学校におきましても、この学習指導要領の下、令和6年度においては、 小学校は11月に1泊2日で東京・千葉方面へ、また、中学校は4月に2泊3日で京都・奈良への修学旅行を実施または予定をしておるところでございます。

来年度の中学校の旅行先についてでございますが、現時点では奈良・大阪・京都を 予定しております。

修学旅行の日程中に、大阪・関西万博が開催される期間中であることから、「いのち」をテーマとしたこの万博において、体験型プログラムに参加することで一人一人が望む生き方を考えることと、SDGs達成に向けた先進的な取組に触れることで今後の行動について考える貴重な体験ができると承知しております。

また、議員さんのほうから、被爆地である広島を修学旅行先の候補地にとのことで ございますが、広島だけでなく、他にも相応の旅行先もあると思われますので、ご提 案は選択肢の一つのご意見としてお伺いをしておきます。

以上です。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) ただいまの教育長のご答弁ですと、来年度は京都・奈良・大阪方面だということでした。そうすると、従来の京都御所だとかを含めて、法隆寺だとか、そういう伝統文化のほかに、大阪万博に立ち寄るということでよろしいんでしょうか。 まず、大阪万博という話が出てきたので、その事実確認をお願いいたします。

議長(今井 清君) 塩澤教育長。

教育長(塩澤勝巳君) 本年度は、議員さんおっしゃるように、もう既に終わっております。 で、来年度の話ということでありますので、今のところ、それを候補として検討して いるということでございます。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 大阪万博の会場というのが人工島の夢洲ということで、現役の廃棄物処分場があるところですね。

そこでは、1区から4区まで分かれているわけですけれども、地中から、まだいまだに可燃性のメタンガスが発生し続けていると。しかも、3月にも爆発事故が起こっ

たということが言われています。また、東のトイレの地下ピットの地下空間では、 3か月で76回も、直ちに労働者が退避しなければならないほどの高濃度のメタンガス が発生しているというふうに聞いております。

で、1区にある、パビリオン周辺は2区なんですけど、そこに隣接する1区にある その地域のガス抜き管でも、1日1.5トンから2トンのメタンガスが発生していると。 そういう情報については新聞報道でもされているんですが、そういうことについて はご存じでしょうか。まず1つ。これが1つです、危険性について。

2つ目は、すぐ1区に、パビリオンの横にある夢洲4区というところが貿易の拠点になっているわけですが、そこではヒアリが大発生しているんです。強い毒性を持つヒアリが、6月に550匹、8月に600匹出ています。これは、駆除の対象になっているんですが、羽がありますから、隣接まで飛んでいく可能性も高いわけですね。

毒性のあるヒアリがいるというのが2点目です。

3つ目は、これ調査されたのかどうかなんですが、子供たちが食事をする休憩所というところが、大体80メーター掛ける100メーターくらいの広さがあるんだそうなんですが、何と、夏の暑さを遮るということで、普通はよしずとか考えられるんですが、そこは、1個150キロから200キロの巨大な石をワイヤでつるしてブドウ棚状にしたものを日陰にしていると。750個もある巨大な石のカーテン、よしず、カーテンがワイヤでつるされているということが言われているんですね。こういう、南海トラフ地震とか、非常に地震の危険性が高まっているわけなんですが、このときにそのワイヤが切れたらどうするんだと。この食事どころの安全性ですね。ここにも大変疑義があると思います。

さらに、夢洲には2か所しか陸上からの陸路、トンネルと橋しかないわけですが、 これが、夢洲が埋立地であることから、超軟弱地盤だと。で、災害時には液状化する おそれがある。

で、落雷の危険性も大変高いということで、いまだに安全宣言が出されていないと。 特に、毒性のあるメタンガスの発生については安全宣言がされていないという、こ ういう危険な状況があるということを、教育長はお調べになったんでしょうか。

議長(今井 清君) 塩澤教育長。

教育長(塩澤勝巳君) お答えを申し上げます。

議員さんおっしゃったことは、この万博のホームページにも掲載をされております ので、私どもも承知はしております。

今、3つほどの安全対策が必要だというようなことのご指摘があったわけですけれども、当然、これは、大阪府にしろ、行く行くは国も関与すると思うんですけれども、開催に当たっては、当然そういった対策を施した上での開催になるというふうに踏んでおりますので、その時点で安全が確保できなければ、当然それはしないということになろうかと思いますので、そのほかのところの状況を見て判断をするようになるか

なというようには考えております。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 国は、原発についても絶対事故は起こらないと断言をしていたのがあの ざまですよね。つまり、国の言う安全宣言というのは、安全だと思い込んでもらいた いということに過ぎないんだろうと私は思っております。

それで、今言った危険性について、これも得た情報なんですが、大阪では、子供たちに広く万博に行ってもらいたいということで、無料券が配られているんだそうなんです。

ところが、いまだにメタンガスなどが噴出するという危険性があるということを理由に、返上する、行かないということを、大阪市内なので修学旅行じゃなくて遠足になるわけですけど、そこを辞退する、遠足会場としないというふうに決めている学校もあるというふうに聞いています。

で、これも一つの情報なんですが、隣で行われた箕面市市長選挙でも、万博会場に 子供を連れていくぞという市長が、私は断固連れていきませんという組長が新しく当 選したということで、一つの争点になったという話も聞いているところです。

一番の足元にある大阪市内、大阪府内の学校が、危険性を理由に、ただ券であって も遠足に行く会場としてはやめようと決断をされているという事実を、教育長はどの ように受け止めますか。

議長(今井 清君) 塩澤教育長。

教育長(塩澤勝巳君) お答えを申し上げます。

それは、それぞれの考え方かなというふうに思います。

当然、安全確保が第一でございます。

そうは言っても、何事も100%絶対ということは、本当はそういうのが望ましいと は思うんですけれども、やはり、全てがそうはいかないということもありますので、 これは状況を見ながら判断をしていくということになろうかと思います。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 普通安全だと思われても、不測の事態であって事故が起こるということ はありますけれど、今現在、実際に事故も起こり、メタンガスの発生が止まらないと いう事態を受けて、大阪府内の学校でも遠足会場としては選ばないという事実がある ということを、私はもう少し重く受け止めなきゃいけないんじゃないかと思うんです ね。

ちょっと質問の角度を変えますが、普通、修学旅行というと先生方が下見に行かれて、どこの施設にどういう教育効果があるかと、そのようなことも含めて資料を持ち帰り、子供たちに事前学習をしてもらいますよね。あるいは予備学習とか。

この万博については、どのようなことをされているんでしょうか。

というのは、この万博会場でAタイプと言われている各国が自前で建設する、それ

ぞれ国際色の豊かな、そういうものが、目標が60か国に比べて47か国と2割も減った上に、さらに建築資材の高騰あるいは超軟弱地盤ということも受けて、8月22日時点でまだ8か国が建設もしていないという状況にあるんです。

ほぼ出来上がっているのが日本側の企業や行政のパビリオンだということで、下見 自体ができない状況にあるんじゃないかなと。先生たちは下見に行かれて、どこの国 のパビリオンでどういう勉強をさせようかということもきっと研究されて――普通だ ったらですよ――施設の勉強をした上で子供たちにも学習をさせると。そこで得られ る教育効果みたいなことを測るんだと思うんですけど、この下見についてはいかがで すか。

議長(今井 清君) 塩澤教育長。

教育長(塩澤勝巳君) お答えを申し上げます。

現在できていないものではありますので、下見をするということはできないということでありますが、万博の趣旨を先生方も理解はされていると思うんですよ。そういった中で、通常あるような機会ではありませんので、めったにない機会ですので、そこを見学して見聞を広めてほしいということだと思います。

当然、先ほどからも申し上げておりますように、安全については十分注意を払っていくということになろうかと思いますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) まず、結局下見は、ほかの大阪の話も聞いたんですけれど、開催まで分からないと、できないというのが現状なんだそうなんです。

で、結局、企業、早く言えば、旅行会社が下見に行ってプランを立てて、それに従 わざるを得ないんじゃないかというようなことが言われています。そうした場合の教 育効果というのはあるのかどうかね。

さらに、その参加する日時とか、そういうものをやったIDカードというのを発行しなきゃいけないんだそうなんですけど、それを持って各パビリオンに入ったりして、そういうことが求められるというふうにホームページには載っていますよね。それをこちらの学校ではどうされるのか。

会場の下見も開幕までできず、結果的にその旅行会社の立てたプランに従わざるを 得ないというようなときに、どんな教育効果、あるいはどんな予習ができるのか。そ んなことで教育効果が確認できるのかどうか。そこの判断いかがですか。

議長(今井 清君) 塩澤教育長。

教育長(塩澤勝巳君) お答えを申し上げます。

旅行業者ということでありますけれども、私どもがお願いしている旅行業者につきましては、当然今までのノウハウ等も十分蓄積をしておりますので、そういった点では、単にこの万博があるからということで、そこを見たらどうかということではなく

て、その効果もある程度、会社なりとして判断をして、子供たちにとって有効であろうということで提案をされているというふうに思っていますので。何度も申し上げておりますけれども、できていないものですので、それは確認はできませんけれども、国等の情報を見れば、こんなものができるだろうということも当然想定しておりますので、そんな中で判断をさせていただくということになろうかと思います。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 京都とか奈良とかのいろんな神社仏閣、そうしたものについてはこれまでの蓄積もあるんだろうと思うんですけれど、そこで得られる教育効果というのも一定測れるし、子供たちにどんなことを学んでほしいかということも予測できるかと思うんですが、いまだにどこのパビリオンを見るのか、どういう予定で入るのかというのが、まだ分かっていないんじゃないですか。そういう段階で予習とかもできるんでしょうか。教育効果が期待できるんでしょうか。そこはどうですか。

議長(今井 清君) 塩澤教育長。

教育長(塩澤勝巳君) お答えを申し上げます。

教育効果ということでありますけれども、万博については、先進的な技術でありますとか、考え方を具体的に提案あるいは実践をしてみることができるというようなものかなというように私は考えております。そういった点では、教育効果は当然あるだろうというふうに考えております。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) これは、そう考えておりますというふうに言われてしまうと、そうですかとしか言いようがないんですけれど。

普通はちゃんと下見に行き、それぞれの施設に対して先生方がしっかりした見識を持って子供たちに教育の狙いを分かっていただくと、そのための予習もしたりして準備をするもんだと思うんですけど、今回、教育長のお話を聞いていると、旅行会社を信頼して、国がやることに間違いはないんだろうからそこに任せるしかないみたいなお話になってくるんですけど、それは、本来の修学旅行の在り方からすれば、先進的技術を学ぶんだということをおっしゃるわけですけれども、やっぱり大阪府内の子供たち、学校が、危険だということを最大の懸念材料として、遠足の会場としても選ばないという学校が複数出ているという事態は、私は重く受け止めなければいけないんだと思うんです。

安全は誰も保障はできないよと言うけど、普通は安全だと思っているところでも不 測の事態が起こることはあり得ます。

しかし、最初からメタンガスが出て、しかも事故も起こり、ヒアリも出ていると。 しかも、石の大きなすだれがあって、ワイヤでつったとこの下でお弁当を食べさせる なんてことが許されていいのかと、私、一人の母親としても非常に懸念を覚えていま す。 しかも、最大の問題は、教師が自らここならいいねと選定したわけではないということですよ。やっぱりそこら辺は、修学旅行先として選ぶときに主体性を持ってやらなくちゃいけないんじゃないかなということは申し上げておきたいと思います。それ言っても平行線になるので、もうこれ以上言いませんけれど。

私は、これには反対です。

最初から危険性が指摘されているものを自ら選定することはありません。ぜひ万博会場は外していただきたい。これは強く申し上げておきたいと、一町民としても申し上げておきたいと思います。

次に、修学旅行先の問題なんですが、先ほど申し上げましたけど、今、ロシアとウクライナの戦争なんかもあり、核戦争への危険というか非常に高まっているんではないかと、非常に恐ろしく思っているわけですが、やはり日本が唯一の戦争被爆国としてのこの惨禍を、私、50代になって広島の原爆資料館は初めて行ったんですが、日本人だったら一回は必ず見ておかなくちゃいけないなということで、大変衝撃を受けました。やはり、この日本人のアイデンティティーとして世界に訴えるという意味では、大変効果があるんではないかなと。しかも、今、被爆者の証言なんかももう最後の世代になろうかと思うんですが、語り部の皆様、まだいらっしゃるような状況の中では、教育効果もあるんではないかなと。

核と人類の問題について考え合う貴重な機会になるんではないかなと思って、ぜひ 提案をしたいんですが、先ほど、教育長さんは、原爆資料館だけでなくてもほかにも あるよとおっしゃったんですが、この平和の問題を考える、特に核の問題を考えるこ ととしては、どんなところをお考えでしょうか。

議長(今井 清君) 羽場教育次長。

教育次長(羽場厚子君) お答えいたします。

修学旅行先として、議員さんおっしゃる広島まで行って原爆資料館等において戦争についての学習をするというようなこと、また、ほかの戦争体験の場所というような、資料の場所というようなことは、大変有意義なことと考えますけれども、広島まで行くとなりますと距離が遠くなりまして、現在は観光バスで関西方面まで移動しておりますけれども、広島までになりますと新幹線での移動となりまして、市内は観光バスの移動となるかと思います。

これにつきましては、個人負担金の増額が考えられます。

しかしながら、修学旅行先の選定は、生徒と、それから学校側の意見も優先しておりますので、今後、生徒ですとか、保護者ですとか、先生方から広島への要望等が多くあったり、それから、費用面でも保護者の納得が、理解が得られるような状況であれば、学校とも情報を共有しながら、行き先に関しては柔軟に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 費用面でということで、大変距離もあるからお金がかかってというお話だったんですが、意義については分かっていただいたと思います。

現在、修学旅行費については、積立てということで自己負担になっているわけですが、やはりここら辺も行政の支援も含めて、やっぱり唯一の戦争体験国というか、戦争被爆国としてのアイデンティティーを養うということの観点からは、ぜひご検討の中に入れていただければなと思います。

これについては柔軟に検討するというふうにお答えいただきましたので、これはそういうもんだと思って終わります。

一番についてはこれで終わりにいたしますが、修学旅行先というのは、あくまでも教育の一環だということと、やっぱり学校側が主体性を持ってきちっと計画をして、それに合うように子供たちにも予習するといって、見識を深めるということが大前提ではないかなと思うので、旅行者任せの計画であったりすることにはやはり慎重であるべきだということは、一言申し上げておきたいと思います。

次に行きます。2点目です。酸素ボンベ使用者の負担軽減についてです。

最近、身近な人が酸素ボンベを使用せざるを得なくなり、「その経済的負担が大きい」という訴えがありました。それなしには生きられない住民への負担軽減を求めるものです。

肺機能の低下などにより、酸素ボンベを常時携帯しないと生活できない人が身近に増えて、仕事をするにもすぐ息が切れて、どうしてもボンベが必要となった、また、ボンベをつけても全体として力が入らず、仕事が長続きしないという嘆きも聞きました。

一たび体に障がいを持つと、その後の生活の質に大きな変化と負担が増えます。それらに対応しながら暮らしていかなければならないんですが、せめて経済的な負担だけでも軽くできないか。町の見解を求めます。

議長(今井 清君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願いま す。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長(両角正芳君) それでは、お答えをさせていただきます。

酸素ボンベについてのご質問ということでございますけれども、いわゆる在宅酸素療法に含まれるものと認識いたしましたので、在宅酸素療法について若干のご説明を したいと存じます。

在宅酸素療法とは、主に肺や心臓に高度な機能障がいのある方で慢性の呼吸不全である場合に、酸素を吸入で投与する治療方法であります。医師の診断によりまして在宅酸素療法の適用となった場合は、その措置のリース代やメンテナンス、酸素の費用

等について医療保険の対象となり、高額医療費制度や高額医療・高額介護合算療養費制度なども適用となります。

また、呼吸器機能障害として身体障害者手帳3級以上の交付を受けている場合は、 所得制限内であれば福祉医療費の対象となり、最終的な受給者負担は1か月1医療機 関当たり500円ということになります。

医療などをはじめとする国の制度などにつきましては、基本的に一定程度の自己負担をしていただくものと承知をしております。また、そうした自己負担について、国の制度を補完する形で町が多くをカバーすることは難しいことでありますし、慎重を要するというふうに考えております。

ご質問の経済的な支援などにつきましては、現在のところ考えてはおりません。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 私も訴えを決めまして、心当たりの方にずっと調査をしたわけですけれ ども、ちょっと全体が見えないので、まず、酸素ボンベ使用者の状況についてお聞か せください。立科町の人数、最近5年間の動向、費用負担の実態などについてお聞か せください。これは町民課長でしょうか。

議長(今井 清君) 荻原町民課長。

町民課長(荻原義行君) お答えいたします。

在宅酸素療法の装置の利用状況ということについてですが、そうした個別のデータ を集計する仕組みがございませんので、把握ができません。

また、そうしたことに関して個別の状況を把握するということについても、相当に 困難ですので、今後も予定をしておりません。

以上です。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 町として、つかむすべがないというお話でした。

そうすると、私みたいにあちこち歩いて出くわすということのほうが効率がいいというか、確かなものということになりますよね。

聞き取り調査の結果、私も今回この質問をしたわけですけれども、これやっぱり聞いてみますと、呼吸不全なんかの肺の関係あるいは狭心症なんかの心臓病の方たちが対象になっているようです。

で、2つあって、1つは、障害者手帳をお持ちの方は福祉医療の対象になるので、 町長おっしゃったように500円で済むんですね。また、高額医療の対象でもあります し、最高限度額以上は払わなくていいし、後で戻ってくるよということの実態も分か りました。

しかし、障害者手帳を受けていない在宅酸素の人もいるんですよ。私これ、大変びっくりしました。

それで伺うんですが、在宅酸素療法、なっても、障害者手帳を受けていないという

実態があるんでしょうか。

私は、肺や心臓に機能不全があるから在宅酸素療法になるんだし、そういう人は当 然手帳をもらえるもんだと思っていたんですが、そこはどうでしょうか。

議長(今井 清君) 荻原町民課長。

町民課長(荻原義行君) お答えをいたします。

在宅酸素療法を受けていることをもって、身体障害者手帳の該当になるわけではございません。その機能障がいが、どの程度日常生活等に影響を及ぼしているか。その程度によりまして等級が分かれておりますので、その影響によりまして、いわゆる重度の、3級以上の場合に、福祉医療費の対象となるということでございます。以上です。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) そうしますと、聞き取りの中では、障害者手帳を受けた方は後から戻ってくるからというお返事で、大きな負担は感じられないということだったんですが、一方で、障害者手帳を受けていない方は、非課税であるにもかかわらず、1か月1回に払う料が、ボンベの検査料というかリース料というか、約7,000円近くかかるということが言われているんです。

それで、私も考えて、何とかしてここをならないかなというふうに思うわけなんで すけれど。

1つは、障害者手帳の申請をするということを知らない場合があるんですよね。だから、やっぱり酸素を受けられなきゃいけなくなったときに、障害者手帳の対象にならないんでしょうかということをやっぱり呼びかける、あるいは医療機関のほうが紹介をするということをしていただきたいなと思うんです。知らないことがあるんです。手帳をもらえば月に500円で済むよということを知らない場合があるんです。

だから、まずは1つ。障害者手帳の申請を促すというところでの啓発ができないか と。

2つ目は、福祉医療費を受ける場合でも、1回は自己負担しなきゃいけないんです、 2割、3割。多いときに3万円もかかると言われました。やっぱり一どきに出せるお 金があるときはいいんですが、ないときは医者行くのをためらうという事態もやはり 起こるようです。

やっぱり、この現物給付ですね。かつて、私、子供の医療費については随分頑張りまして。ここの議員になったときに、子供の現物給付、ぜひやってもらいたいと。償還払いをする、一旦払わなきゃいけないそのお金がないときは、お医者さんに駆け込むのもためらうんだよという話をしながら、現物給付にしてほしいということをずっと繰り返し申し上げまして、実現をいたしました。7年前ですかね。

で、そのときに、あのときは町長が別の町長だったんですけれど、障がい者についても同じ福祉医療費なんだから、償還払いではなくて現物給付にすべきではないかと

いうことを求めたことがありました。そのときもやはり、県の動向を見てなんていう、前の子供のときと同じことを答えられたわけですが、やはり、この福祉医療費になればまずは一番いいわけですが、障害者手帳の申請、手帳をもらうための申請を促すことと、もう一つは、やっぱり福祉医療であっても現物給付で、最初から月に500円、薬剤も含めれば1,000円くらいになるわけですけれども、そうならない、そうすべきではないかと、負担を軽くする方向としてはそうではないかと考えるんですが、それについてはいかがでしょうか。

議長(今井 清君) 荻原町民課長。

町民課長(荻原義行君) お答えをいたします。

まず、1点目の障害者手帳の該当になるかどうかという点につきましては、多くの場合、医療機関等でそうした紹介をされているというふうに認識をしております。もし、何か該当になることを知らなかったということがあるのかどうかということにつきましては、承知をしておりませんので、これはまた後ほど確認をしたいというふうに考えております。

次に、福祉医療費の償還払いにつきましては、これは別件ということになると思いますが、従来から、一度そうした医療費がかかっているということをご認識いただくという意味でも一旦お支払いをしていただいて、後ほど償還払いをするというふうなことであるというふうに認識をしておりまして、この方針につきましては、変更をする考えはございません。

以上です。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 償還払い、こんだけお金がかかっているんだよということを認識しても らうというのは、早く言えば嫌がらせみたいなものですよね。子供医療費のときも同 じように言われました。

で、無料にすれば無駄な診療が増えるんじゃないかとか、そういうことも言われましたけれども、しかし、結果的には早め早めに受診して重症化を防ぐと、そういう子供たちの健康を守るのに大きな役割を果たしているということは、指摘しておかなくてはいけません。

全く同じ理由で、障がいをお持ちの方たちは、特に低肺とか、大変息苦しくて生活の質が落ちているわけですから、大きな仕事もなかなかしづらいというような状況もあって、障がいをお持ちの方たちというのは所得が割合――割合ですよ――低い方が多いという事実もありますので、これはぜひ、私の夢は医療費無料の国をつくるのが私のそもそもの夢なんですけれども、やはり、税金を払っている町民がお金の心配をしないで医療にかかれる町をつくるという点では、私は、ぜひ立科町では先駆的な役割を果たしてほしいなと。よそがやってからようやくやるんではなくて、率先して現物給付、窓口無料化に取り組んでいただいて、障がいを持っている人も暮らしやすい

と言われる町にしていただきたいものだと思います。

これについては、またいつかの機会を求めたいと思います。

次、3点目行きます。公共交通の改善についてです。

空気を運んでいるだけとやゆされた現在のコミュニティバス。高齢化が進み、バス 停までの距離が遠く、利用しにくいとの声も受け、町は、来年度から、平日昼間の交 通を基本的には住民からの予約で動かすデマンド型に移行したいとの方針を聞いてい ます。

町は、新たな公共交通網の整備を来年度からとしていますが、何を課題にどのよう に改善するのか、その進捗を伺います。

議長(今井 清君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長(両角正芳君) それでは、質問にお答えをさせていただきます。

当町における地域公共交通に関する様々な課題に対応し、町が目指すべき地域公共 交通の姿を明らかにすることを目的として、またちなみに、地域公共交通計画を本年 3月に策定したところではございます。

今後は、この計画を基に、町民や事業者、行政などの地域公共交通に関わる全ての 関係者が相互に連携して、地域公共交通の確保、維持、改善に取り組んでいきたいと いうふうに考えております。

計画の策定に当たっては、これまでの運行実績や、計画策定に向けて実施した利用者アンケート調査、町民アンケート調査等の各種調査で聴取したご意見を基に、要望書、計画策定に関わる住民意見交換会、パブリックコメントでのご意見等も踏まえ、計画への反映が可能なもの等については反映しております。

課題と改善する内容、その進捗につきましては、担当課長から答弁をさせますので よろしくお願いします。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

立科町地域公共交通計画では、当町の公共交通に係る問題・課題を、公共交通を取り巻く環境及び上位・関連計画、公共交通の利用実績、町民アンケート、運行を担う 交通事業者の実情における現状・問題点から、それぞれに関係する7つの課題を抽出 しております。

1つ目は、利用者のニーズに対応した利便性が高い公共交通。2つ目、利用者満足度の低下。3つ目、自家用車への依存傾向からの脱却。4つ目、利用者意識の改善。5つ目、観光来訪者の確保につながる公共交通。6つ目、運行事業者の負担軽減。7つ目、環境に優しい公共交通であります。

この7つの課題を解決する方策を検討し、3つの基本方針にまとめております。

基本方針1、町民のニーズに合わせた持続可能な公共交通網の構築では、町民アンケートの運行形態に関する設問で、朝夕の通勤・通学時間帯は定時定路線型の運行、日中の時間帯はデマンド型交通とするなど、それぞれを組み合わせた運行という回答が最も多かったため、この基本方針を設定し、現在、デマンド型交通導入の検討を進めております。

このほかに、課題解決、基本方針や目標を達成するための改善施策としては、福祉 型デマンドタクシーのサービス拡充等も行ってまいります。

次に、基本方針2、誰もが公共交通を利用したくなる環境づくりでは、改善のための施策として、車両の更新・導入、「たてしなび」と連携した公共交通予約システムの導入検討、商業施設や観光施設との連携による各種サービスの実施、乗り継ぎ割引制度等の導入、バス利用に関する講習会の開催などがございます。

この中で、公共交通予約システムの導入については、現在「たてしなび」の納入委 託業者と検討を進めております。

次に、基本方針3、観光来訪者の移動を支える交通手段の充実では、改善のための 施策としては、経路検索に係るウェブサイト等での情報提供の拡大を検討しておりま す。

以上です。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) いろいろ述べていただきましたが、要約すると、朝夕は幹線ルートを残 し、幹線ルートから離れた地域も含めて日中についてはデマンド型にするということ ですね。

確認をしますけれど、これまでは幹線ルートは1台のバスでやっていたんですけれ ど、これからデマンド型という点では、どのくらいの台数を予定されているんでしょ うか。1台のタクシーが、地域を限定せず全長をカバーするというふうなお考えでしょうか。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

この計画では、デマンド型交通導入の実証運行を来年10月から開始する予定であります。これに向けた導入の検討につきましては、現在コンサル委託業者も交えて行っておりますので、この場でお答えできる状況ではございません。

以上です。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) そうですか、分かりました。

次、2番目に、土日祝日の限定、今は土日祝日は走らないわけですが、限定を取り 外すということが大事ではないかと。特に観光地を抱えていますから、いつでも誰で も気軽に行動できる、あるいは休みを利用して山の観光地へ行きたいというような町 民のニーズに応える。そういうことも含めて、町民の利用、交流の自由を保障するた めの公共交通でなければならないと考えるんですが、土日祝日などについての対応は いかがですか。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

土日の運行につきましては、他の曜日と比べ極端に利用者数が少ないという検証結果がありましたので、令和2年4月より幹線ルート等で運行を取りやめた経過がございます。それに加え、昨今の全国的な運転手不足やいわゆる働き方改革も踏まえると、土日祝日の運行は難しいと考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 変化がないということですね。

次、3点目ですが、田中駅とか滋野駅など最寄り駅へのアクセスについてです。

住民の活動の活発化に伴って近隣に出かけていく、特に鉄道がない当町にとっては、 最寄りの鉄道駅までのアクセスというのが大変ニーズが高いわけです。しなの鉄道沿 線の高校への通学や仕事、用事で長野市などに行く場合にも、田中駅、滋野駅など最 寄り駅までデマンドタクシーが走ってもらえれば、通勤・通学の足の確保にもなりま す。町外に出る場合も大変利便性が高いというふうに考えるんですが、この鉄道駅へ のアクセスについてはいかがですか。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

最寄り駅への交通手段の確保につきましては、大屋駅には、廃止路線代替バスとして上田市と赤字補填を行い、上田方面の中仙道線を運行しており、佐久平駅には、佐久市との委託運行により、佐久方面の中仙道線及びたてしな定額タクシーチケットにより移動手段を確保しております。

当町から田中駅、滋野駅への移動手段につきましては、今回の計画の施策にはたて しなスマイル交通の町外への運行については上げておりませんので、難しいと考えて おります。

また、全国的な運転手不足と国の労働時間規制強化がされる中で、既存のバス路線では、特に利用者が少ない便から減便対象とされる実情もございますので、可能であれば、大屋駅へのバス路線存続のためにも、既存の公共交通をご利用いただくようご協力をいただきたいと考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 従来からの答弁とあまり変わらず、改善がそう望めないなという点では

大変がっかりした答弁です。

実は、長和号が大変改善をされまして、私、取材に行ってまいりました。

長和号は、長和町がやっているデマンド交通に今度移行したわけですけれども、何 と町内だけではなく、立科町のツルヤ立科店、立科町役場、蓼科高校前まで来ていま す。

また、上田市である丸子中央病院、ツルヤ丸子店、修学館高校入口、それから丸子町の、昔の丸子駅まで、行政界を越えて走らせていて、大変利便性が高いということで、利用を聞きましたら、当初目的としていたものよりも大変利用が増えて、7月中では1,182件――5台走らせているんだそうですが、1台当たり1日35件から40件の利用があるというふうに聞きました。

それで、ここの一番いいところは、町内はどこを走っても300円です。町外、ツルヤなんかに来るときは、例えば、私が見た塩尻のルートなんかでは、7キロを超えるとまた300円かかるというふうだったんですが、ここは同一料金です。300円で変わりません。丸子中央病院なんかに行くときも300円です。

何でこんなに距離によっても変わらないんですかと聞いたら、例えば、長久保の人がツルヤ立科店に行く距離、これは町外だから割増しにしようかなと考えても、例えば西白樺湖に住んでいる人が、例えば古町という一番長和の端っこまで行く距離のほうが長いんですね。そういう行政界を越えたほうが短い距離でもあるという、距離の不平等ということがあるので、距離による徴収はやめたと、非常に合理的な考えが返ってきました。

そして、いいことは、立科町の町民も利用できるというんです。どうしてですかと聞いたら、登録が3つだけなんです。名前と住所と電話番号だけなので、どこに住んでいても、観光客でも利用できると。ただし、必ず長和町と関係しなきゃだめだということで、例えば、立科町の人だったら、学者村の入り口に来た岡森というところから長和町役場まで行きたいと。そして、電話をくれれば、長和号が利用できるんですって、300円で。で、長和町の人がツルヤに行きたい場合も300円で利用できるんです。だから、町民であっても利用ができるというんですよ。大変柔軟な考え方だと思います。

で、土日も関係ありません。なぜですかと聞いたら、学者村抱えていますので、別 在地の人がやっぱり佐久平辺りから来るわけですよね。そういうときに行政界に来た らながわごんを活用して町内を全域こう回るということで、観光客と別荘の住んでい る人の利便性も考えるということで、こういう制度になりました。

大変合理的で、75歳以上、それから身体障害者手帳をお持ちの方、免許証を返納された方、子育て世代なんかの人は150円、高校生以下は町内無料で、例えば、蓼科高校に来る場合はプラス150円だそうです。町外に出た高校生はね。町内は無料なので。だから、150円で蓼科高校に来れるんですね。で、未就学児は町内外とも無料だとい

うことで、大変利用が増えて喜ばれていると。

それと、今、私が求めてきた、例えば先ほど言った鉄道駅とのアクセスの問題とか、 町外に行く場合もクリアできるわけですよ。

どうやってその停留所を決めたんですかと、町外の停留所をどうやって決めたんですかと言ったら、やっぱり、それまでJRが走っていた、JRの停留所があったところをベースに、そこはニーズが高いから指定したというんです。で、立科町も、役場も、ツルヤも、蓼科高校も、利用するニーズが高いから指定したと。

この町外の場所は、全部で14か所あるんですけど、これは住民の皆さんのニーズによって決まるということ。で、これから先、今、実証実験やっているんだそうですけど、もっとここに止めてもらいたいというニーズがあれば、そこをポイントにするというんです。

で、必ず、長和町とのアクセスになるので、町外ポイント同士での行き来は駄目だよと。必ず長和町との起点・終点がどちらかになくちゃいけないという縛りはあるんだそうですけれども、それでも、立科町の町民も利用できると。病院も行かれる、町外の病院にも行かれる。土日もやっている。365日、走っています。

ここをちょっと紹介しますと、行きも何時何分にどこどこへ行きたいのでと、行き も帰りも予約が可能。土日も対応可能だということで、土日の利用を聞きますと、中 学生の部活、中学生が離れたところから中学校に行くときにも利用する。丸子修学館 に行く高校生が部活のために土日利用する。蓼科高校もそうだそうです。土日は学生 さんの利用が多いですと言われていました。

それから、先ほど言った、立科町の住民も利用が可能。

で、降車とか乗降に関しては、AIが判断するというソフトシステムを使っていて、 北海道に会社のある未来シェアというソフトを使ったんだそうですけど、幾つかやっ ぱり比較検討した中で、初期費用が大変安くて、145万だったんだそうです。導入コ ストが安いというのが決め手になって、あと、使い勝手がよいということだそうです。 で、月のメンテナンスも、月に20万円以内だというふうに聞きました。

今ちょうど、まだまだ検討段階にあるということなので、先ほど私が申し上げた土 日の対応だとか、町外へのアクセスだとか、長和町では実際にもう行われているとい うことを考えたときに、これは大いに参考になるんではないかなと私は思います。

ここをぜひ、今までいろんなところ紹介してきたわけですが、こんな間近なところで非常に使い勝手のよい交通システムを利用していると。

で、これは、公共交通計画を持っていること、それから、AI導入を今政府が大変 積極的に推進しているので、これがセットになっていれば特別交付税で見てもらえる と。そういう利便性があるんだということなんですね。

実際に、軽井沢や伊那市で実際に導入されているそうです。

今聞きますと、まだまだ立科町は根本的な解決になっていないなというふうに思う

わけですが、一足先にこの制度を、ソフトの名前はよく分かんないんですけど、会社 の名前は聞いてきましたけれど、初期の導入がコスト安いという、あのソフトの導入 コストとランニングコストが安いという点で、幾つかのソフトを比べてこれに選んだ んだというふうなお答えでした。

もっとも、5台のバスをフルに活用していて、初期の導入は、バスの導入費用も含めれば6,000万くらいになりますけれども、その運行はJR関東にお願いしていると。そういう委託先があるというのが一番大きなメリットだなと思うんですが――うちは望月タクシーがあるわけですけれども、今度できる振興公社もそれを担ってもらえればなというのを期待したいところなんですが――こういう先輩が、もう先達があるということでは、大変、後からこれに取り組む私たちにとっては、お手本があるわけですから、非常に研究しがいがあるんではないかなと思います。

で、今も言いましたけど、休みがないこと、町内、町民だけではなくて、町外も利用できる、別荘の利用者も利用ができるという点では、そして土日関係ない、365日運行ができるという利便性を含めれば、これまでの佐久市とのさくっととか、レッツ号等は土日はお休みでしたから、一段と、観光地を抱える当町には、よりふさわしいベターなシステムではないかなというふうに思ったわけですけれど、これ、今ご紹介したわけですが、まだまだちょっと紹介が足りないんですけれど、どうお考えでしょうか。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

ちょっと私どもも、状況をもう少し把握しておきたいと思っております。

それとあと、この長和町の場合はJR関東が受けてやっていくということでありますけども、やっぱり交通事業者との協議も必要でありますので、そこら辺の協議も行って計画もつくっていくことになっていくと思いますので、計画のほうの策定を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 課のほうでも公共交通計画、地域公共交通計画をつくっているわけですが、やっぱり住民のニーズ、利便性、満足度、それから観光客への対応、そういうことを考えると、また環境に優しいということも含めて、AIで無駄のない配車の手配をしてくれるという点では大変効率的な面があって、しかも政府が進めているAI活用ということでは特別交付税の対象にもなると。不幸なことにというか、うちも過疎地域にも指定されてしまいましたので、それの公共交通の充実という点では対象にもうなっているわけですよね。

で、やっぱり後発隊としては、十分な先進地の例があるので、十分研究して、私は、 いいものができるんではないかなと思います。 もう1回言いますね。土日の対応もできる。観光客との対応もできる。しかも、町内にはない総合病院や、町外に出るための鉄道の駅へのアクセスもできる。

町外に広げられてもちゃんとやっていかれるというところが実際にあるということ が分かったので、私は、ぜひお手本に考えていただきたいなと思っています。

いろいろ研究されていると思いますけれども、先ほど、タブレットを導入した会社 と相談するみたいなお話だったんですけれど、そこで紹介されているのというのは、 今までうちが課題としてきたことにどのように答えられているんでしょうか。

議長(今井 清君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) タブレット「たてしなび」の納入事業者と予約システムについての 検討を行っております。まだ状況は申し上げることはできませんが、行っている最中 ということであります。

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 中学生、高校生などは、もう専らタブレットから予約ができるという点で利便性も大変高いので、ぜひ先進地の勉強をしていただいて、よりよい立科に合う公共交通、時間が大変かかっているわけですけれど、高齢化も進んでいますので、ぜひ、そこら辺のさらなるご研究、検討をお願いして質問を終わりたいと思います。

議長(今井 清君) これで、9番、村田桂子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

(午後4時16分 散会)